

第八十七回国会 商工委員会 議 録 第十六号

(三二二)

昭和五十四年五月二十九日(火曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 橋口 隆君

理事 野中 英二君

理事 山下 徳夫君

理事 岡田 哲児君

理事 岡本 富夫君

理事 越智 通雄君

理事 始関 伊平君

理事 辻 英雄君

理事 松永 光君

理事 渡辺 秀央君

理事 上坂 昇君

理事 田口 一男君

理事 中村 重光君

理事 玉城 栄一君

理事 荒木 宏君

理事 大成 正雄君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業省産業政策局長

通商産業省生活産業局長

中小企業庁長官

委員外の出席者

文部省初等中等教育局長

教育局小学校教育課長

商工委員会調査室長

委員の異動
五月二十九日
辞任
長田 武士君

同日
辞任
飯田 忠雄君

補欠選任
飯田 忠雄君

補欠選任
長田 武士君

五月二十八日
出版物の再販制廃止反対に関する請願(岡田利春君紹介)(第四五四一号)
は本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件
産地中小企業対策臨時措置法案(内閣提出第四八号)

○橋口委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、産地中小企業対策臨時措置法案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。江崎通商産業大臣。

産地中小企業対策臨時措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○江崎國務大臣 産地中小企業対策臨時措置法案につきましまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御案内のとおり、最近における経済情勢は、全体としては景気回復の足取りを強めておりますものの、今般の円相場の高騰により、大きな影響を受けている輸出関連等の特定の産地におきましては、産地中小企業の事業活動に支障を生じてお

り、このまま放置した場合には、将来多くの産地中小企業が疲弊し、これに伴う経済社会問題が発生するという事態が憂慮される状況であります。

政府といたしましては、これまで、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法を中心とした金融、税制上の措置等の、緊急かつ総合的な対策を進めることにより、円高関連中小企業の経営と雇用の安定を図ってきたところでありますが、さらに、

近時これらの産地中小企業において、中長期的な展望を踏まえて、その創造力と適応力をもつて事業の合理化を計画的かつ速やかに進めようとする意欲が盛り上がりつつあることに呼応して、中小企業信用保険法の特例その他の措置を講ずることにより、産地中小企業のこのような自助努力を助

長し、これらの産地中小企業の新たな経済的環境への適応を促進するため、本法案を立案したものであります。その概要は、次のとおりであります。

まず、本法案の目的は、特定の業種に属する事業を特定の産地において行う中小企業者が、円相場の高騰その他の最近における経済情勢の著しい変化に対処して、その事業の合理化を計画的かつ速やかに進めるための措置等を講ずることにより、これらの中小企業者の新たな経済的環境への適応を促進することにあります。

次に、本法案においては、第一に、円相場の高騰その他の経済情勢の著しい変化によって大きな影響を受けている中小企業性の業種であつて、産地を形成しているものを特定業種として、地域を限って指定することとしております。

第二に、特定業種に属する事業を、その特定業種に係る特定産地において行う中小企業者を構成員とする産地組合は、それぞれ、または関連事業者もしくは関連組合と共同して新商品または新技術の開発、需要の開拓その他、その構成員たる中

小企業者の事業の振興に関する事項について振興計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができることとしております。

第三に、振興計画について承認を受けた産地組合の構成員たる中小企業者等の産地中小企業者は、それぞれ、または共同して新商品または新技術の開発または企業化、需要の開拓、生産の合理化に寄与する設備の設置、特定産地内における事業の転換、その他事業の合理化に関する事項について、事業合理化計画を作成し、当該振興計画の承認をした都道府県知事の承認を受けることができることとしております。

第四に、承認を受けた産地組合等及び産地中小企業者に対し、種々の助成措置を講ずることとしております。助成措置の内容は、具体的には、振興事業または合理化事業の実施に必要な資金の確保、中小企業信用保険法の近代化保険制度の適用とその付保限度額の特例の措置を講じ、産地組合等及び産地中小企業者に対する金融の円滑化を図ることとしております。また、産地組合または産地中小企業者の行う振興事業または合理化事業のために、税制上の特例措置を講ずることとしております。

第五に、円相場の高騰その他の経済情勢の変化により、事業活動の縮小等を余儀なくされた産地中小企業の従業者の雇用の安定を図るために必要な措置、職業訓練の実施等に努めるとともに、振興事業または合理化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこととしております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○橋口委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○橋口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鹿野道彦君。

○鹿野委員 たいだいま産地中小企業対策臨時措置法案の提案の理由を大臣からお聞きしたわけでありまうけれども、五十三年の五月から不況業種対策として特定不況業安定臨時措置法、それから五十三年の二月からは円高対策として円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法、それから五十三年の十一月から特定不況地域中小企業対策臨時措置法というものが施行されておるわけでありまう。

そこで、今回の産地中小企業対策臨時措置法案というものは、五十三年度からいま申し上げた三つの法律が施行されておる中において、なぜこの法案を提案されたかというところがいま一つはつきりしないのでありますけれども、その辺の基本的なところの違いというものをお聞かせいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 御指摘のございました従来の法律と、今回御提案申し上げております法律との差について申し上げます。

いま御指摘のありました三つの法律は、いずれも、たとえば構造不況とかあるいは円高というふうないろいろな不況要因に基づきまして、そういう不況要因に襲われた中小企業あるいは産業に対して緊急対策を講ずるということが主眼でございまして、そういう不況を回復させるという、たとえて言えば後ろ向き対策というのが主眼になっておったわけでございますが、今回御提案を申し上げております産地中小企業対策臨時措置法は、むしろそういう不況をある程度克服した段階において、今後の新たな経済環境、これは不況を経過いたしまして経済環境が変つてまいりましたので、そういう新たな経済環境に円滑に適應できるように中小企業の体質の改善を図つていこうという、言つてみれば前向き対策ということでございます。その他細かいところは違ひますが、考え方としてはそういうことで、今後いろいろな状態が起つてまいりますが、新しい事態に対応

できるように中小企業の体質改善を図つていくというのがこの法律の趣旨でございます。

○鹿野委員 この法案は三月十四日に国会に出されたわけでありまうけれども、その後、経済の動きというふうなものがあるいろいろな面におきまして変化を遂げておるわけでありまう。御案内のとおりに公定歩合の引き上げが四月に行われまして、また幾分なりの円安基調というふうな形が出ておるわけでありまう。また、石油の価格の値上げ問題、そういうふうな動きが今日まであったわけでありまうけれども、その動きによつて、この法案の内容に対して基本的な考え方の変化があるのでございまいしょうか。

○左近政府委員 この法案を立案をし、国会に御提案申し上げた時点から、経済情勢はそれ以前からと大分変わつてきたということは御指摘のとおりでございます。円高にいたしまして、かつては百七、八十円という段階まで円高になりましたものが、現在は二百四十、二百二十円という段階になっております。そういう差がございます。

ただ、円高について申し上げますと、円高の傾向が始まりました五十二年の中ごろには、平均的に見ますと二百八十円ぐらいでございました。したがいまして、現在の水準でもその当時に比べれば六十円ぐらい高いということでございます。その円高の傾向は若干緩和できたけれども、まだ基調としてあるということは申し上げます。

また、公定歩合の引き上げにつきましても、これはやはり経済の不況の回復が安定的にいくようにということ、卸売物価の上昇等を予防するという意味においてなされたわけでございます。で、経済の拡大基調と、不況をだんだん脱却しつつある基調は変わらぬというふうに考えております。

また、石油問題については、これは将来のことではなかなか予測しにくいわけでございますが、これについては今後の推移によりまして、エネルギーの節約その他によつて対応していくということ

とにならうかと思ひます。

いずれにいたしましても、確かに若干状態は変わつておりますが、この法律の目的が、先ほど申しましたように経済環境が変わつたものに対して、弾力的かつ円滑に適應できるように体質をつくるということでございます。で、状態が変わるということに際して中小企業が新製品をつくり、新技術を開発して適應するということでございます。で、現在の状況では、この法案の内容、目的を要する必要はない、むしろこういうふうに行きかたはつきりしないときにおいてこそ、こういう企業の体質改善をなるべく早く進める必要があるということであらうかと思ひます。

○鹿野委員 たいだいま長官より、この法案は前向き姿勢、考え方によつて積極的に推し進めていく意味合いがあるのだというお言葉でありましたけれども、大臣がお席を立たれるということでございますから、ちょっと一つだけお聞きしたいのでございませう。

産地において行われておるところの、いろいろな支障を来たすところに対しての措置だということとありますけれども、いま、地方の時代とか地域社会の時代だと言われておるわけでありまう。大平総理大臣も田園都市構想というものを提唱されておるわけでありまうけれども、そのような前向きというふうなことでありますならば、田園都市構想なら田園都市構想、あるいは定住構想というふうなものが、しっかりと具体的に進めていくことができないような思い切つた施策をしていかなければならない、そのような意味がこの法律の中に含まれていかなければならない、こういうふうなふうに思ふわけでありまう。そして、そのことによつてその地域に新しい活力なり自主性というふうなものを生み出していかねばならない、こんなふうに考えるわけでありまう。

また、もう一つは、たとへば過日大臣がIEAの総会に行かれまして、省エネルギーというふうなものを非常に国民に対して訴えられておるわけでありまう。事業転換なら事業転換をしていくと

いうふうなこれからの場合に、省エネルギーのような場合については、税制の特別な優遇をするんだというふうな思い切つたことを、これからいろいろ法律をつくつていく場合に、省エネルギーの問題を常にその中に含んでいきながら考えていかなければならないのじゃないか、こんなふうに思ふわけですが、その辺のところの大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○江崎国務大臣 いまお話しのように、総合的にたとえば田園都市構想なども結びつけて産地中小企業の振興を図るべきではないかという御意見については、御意見としてよく拝聴いたしました。これは、中小企業庁長官も申し上げますように、構造改善がしきりに言われますときに、中小企業の組合等々、その地域ぐるみで前向きに創意工夫をこらしたり、新たな企業努力によつて新しい製品開発をしたりというふうな努力は今後も継続しなければ、いわゆる経済大国などと、実際は蓄積の少ない日本でありまうが、世界的には大きく評価をされております。その根拠をなす中小企業の体質に力をつけることは、何としてもわが国にとつて不可欠の喫緊事項であるというふうに認識をいたしております。そういう点で、あらゆる面でできるだけの行政措置によつて中小企業の前向きな努力に協力していこう、これがこの法案の趣旨の根拠の思想であります。したがいまして、いまおっしゃるような意味を含めまして、今後とも一層この効果を上げていきたいというふうに考えます。

○鹿野委員 そこで具体的にお聞きするわけでありまうけれども、その特定の業種というもののについて地域を限つて指定する、こういうふうなことであります。この基準はどういうふうになるのでしょうか。

○左近政府委員 この業種の指定は、いまおっしゃつたように地域を指定しまして、何市と何市の何町のたとえば絹織物とかあるいは陶磁器というふうな形で指定をするわけでございますが、その指定するに当たりましてどういう基準があるか

ということでございます。これは法律の二条の二項に三つばかり基準が挙げられております。一つは、やはりその業種が中小企業性の業種でなければいけないということ、それから、その地域、つまり中小企業が一定の地域に集中しておるというふうなこと、それから、その地域の中小企業が、田相場の高騰その他、これはいろいろの政令で事由を定めることになっておりますが、そういう事由で現在事業活動に非常に支障を生じておる、あるいは支障を生ずるおそれがあるというふうな、いわば現在非常に困っておるというふうな事態というものを挙げておるわけでございますが、実際問題といたしましては、先生御指摘のようにその地域地域によっていろいろの事情がございます。そしてまた、地域の事情というのは、中央におりますよりも地方の県とか市町村というものが十分把握をいたしておきまして、現実の指定に当たりましては、県等の地方公共団体なり地元の意見を十分尊重しながら指定をしていくということにいたしております。したがって、一応こういう法律の規定がございまして、その中で十分実際の事情に即した指定をしていきたい。そのために府県知事の意見を聞くとかあるいは審議会の意見を聞くとかということにいたしまして、そういう弾力的な活用が図られるように配慮をしておるところでございます。

○鹿野委員 いまの長官のお話によりまして、弾力的な考え方でもやっていきたい、こういうことでありますけれども、たとえばその判断もなかなかむずかしいと思うのであります。前年に比べて何%以上の売り上げが減ったとかというように一つの判断基準はないのでしょうか。その辺のところはどうなんでしょうか。

○左近政府委員 われわれの内規といえますが、内々の準則といたしましては、いまのような売り上げの減少といふものは、これは現在というよりは、こういう円高なら円高の影響を受けて、一番悪くなったときが前年に比べてということになります。そういう場合に大体五%以下の減少といふようなことを一応の基準に考えておるといふことはございまして、しかしながら、先ほど申しましたように、そういう一応の基準を持ちながら弾力的に実施していきたいというのがわれわれの態度でございます。

○鹿野委員 特に中小企業ということになりますと、経済情勢の影響をもろに受けやすいわけでありまして、足腰がしつかりしないというふうなところから、いろいろな形でその影響を非常に受けやすいわけでありまして、ただ、この法律を施行していく場合に、全国的に画一的な考え方というふうなもの、私は考え直していかねばならないんじゃないかと思っております。それと、たとえば北の道である九州、沖縄、山形とかあるいは北海道あるいは九州、沖縄、そういうふうな地域、地方によりまして、いわゆる円高なりあるいはその他の経済的な事情、著しい変化による影響というふうなもの、その受ける度合いがやはり違うと思うのであります。そのテンポも違うわけでありまして、ですから、すべて画一的に全国を考慮していくのだということに、その辺のところはまさにいま長官がおっしゃられたように、特にその地域の特性なり事情というふうなものに即応してやっていただきたい、こういうふうに思うわけでありまして、その辺のところの御見解をお聞きしたいと思います。

○左近政府委員 その地域の事情に即して判定をするというところは、御指摘のとおりにいたしたいと思っております。

○左近政府委員 第三号というところで、事業活動の支障といふところの条文の中にも、その地域内においてそういう事業活動の支障を生じたいことと、全国的な判断でなく、地域内における判断ということに特にしておるわけでございます。したがって、そういう趣旨も生かしながら地域の事情に即した指定を進めていきたい。またその振興策自身も、たとえば繊維なら繊維をとりましても、全国的に新製品をつくるのじゃなくて、その産地

産地の事情に合った新製品をつくっていくというふうな計画をわれわれが指導していく、あるいは地元の計画を推進していくということになるかと考えております。

○鹿野委員 まことに前向きな、弾力的な考え方で結構だと思っております。

ただ、こどもで一つ確認をさせていただきませんが、今日、先ほど申し上げましたとおり、地方の時代あるいは雇用の年であるとかいうふうな言葉が盛んに使われておるわけですが、まさにそれ地域地域によって経済的に苦しんでおるわけでありまして、たとえば東北地方のようないろんなところにおきまして、芽を出そうとするいろいろな業種があるわけでありまして、せっかくそういうふうなものが育つ段階にきている中で、円高の問題なり、あるいはその他の経済的な事情の影響によって大変困っておるというふうなことがあるわけでございます。そういうふうなものを一つ一つ押し上げていくというふうなものがこの法律の一つの哲学に結びつくのではないかと、こういうふうに思うわけでありまして、もう一度お聞きしますが、いわゆる数というふうなもので指定なりというふうなものを制限しようとするということはないわけでございますか。

○左近政府委員 この指定の要件の中で、先ほど申し上げましたように、一つはやはり産地を形成しておるという要件がございまして、したがって、全くその地域にその業種の中小企業が、たとえば非常に極端な例では一つとか二つしかないというふうなことになります。これはやはりこの法律の適用にはなはずかと存じます。しかしながら、それがあつた程度、これはその程度問題でございますけれども、その地域内において産地と言えりというふうなものがあつたならば、それは十分生かしていききたいというふうな考えております。

ただそのときに、いま申し上げましたように、極端な例で一、二の企業しかない、しかしながらその地域を将来産地として守り立てていくために

は非常に有望な企業である、あるいは有望な業種であるというふうなことも確かに御指摘のとおりであらうかと思つて、これにつきましては、一つは現在近代化促進法というふうなものもございまして、そのほかいろいろの中小企業対策の手段もございまして、そういう形の、この法律によらない手段で助成をしていくということも考えたいと思つて、実は現在各都道府県といたしまして御相談をされている過程で明らかになったのでございまして、やはり府県が府県の事業として、そういう新しい産業の育成というふうな事業もやっております。したがって、そういう事業を県とわれわれとが共同してやっていくというふうなこともないではないし、そういう点についてこの法律の指定に極力含めていくようにいたしますが、どうしても指定に入りにくいというものについては、別途の方策でそういう新しい産業の芽を伸ばしていくというのを努力していきたいというふうな考えております。

○鹿野委員 円高の影響というふうなことは、輸出産業だけではなく、むしろ輸入によって影響を受けた産業が、特に競争が一層強くなつてきたというふうなことで、そういう影響を受けているものに対しても積極的に指定というふうなことをやるべきだと思つております。

そこで、具体的にお聞きしますが、たとえば木工のようないろんなものでも、これなんかはその最たる例であります。たとえば私のところにおきまして木工関係は百三十六あるわけでありまして、それそれぞれその組合が違つておるわけでありまして、そういうふうな形で、性格が違つたからなかなかまとまらない。そういうふうなときには、まとまらないと指定を受けにくいというふうな、指定が受けられないというふうなこともなつてくるわけなので、そういうもの、その辺のところはやはり弾力的にお考えいただけるわけでしょうか。

○左近政府委員 産地の対策を進めていく過程におきましては、やはり中核になる組合がありま

て、その組合がいろいろな計画を立て、それに従って組合員なり関連事業者が具体的な計画を進めていくというのがこの法律で考えておるところでございます。したがって、対策をやる過程において、やはり中心になる組合が存在するということが必要なのでございますが、いまのようなケースもいろいろ具体的にはございませう。したがって、これについては、この法律を成立させていただいた際において、実情を一番把握しております県等とよく相談をいたしまして、具体的にどういう形であればこの指定ができるかというように十分検討いたしまして、その問題の解決をいたしたいというふうに考えております。決して、全く一つでなければだめだということでもございせんが、ただ、また余りばらばらでもこれはちよつと対策がむずかしゅうございませうので、その辺は具体的なケースに即してひとつ検討いたしてみたいというふうに考えています。

○鹿野委員 もう一つ二つ具体的にお聞きしますけれども、たとえば日本酒なんかでありますけれども、米どころでございすから、私のところは日本酒を相当つくっているわけでありませう。円高による影響ではなしに、その他の経済事情の著しい変化というふうなものに当てはまるかどうかというふうなことになるかと疑問であります。やはり日本酒はなかなか売れなくなつてまいりました。御案内のとおりであります。そうすると、いまはやりのワインとかあるいはしょうちゅうとかというふうな方向に切りかえをしていきたいというふうな方向もございす。そういうふうな方向につきましては、積極的に指定というふうな方向には行かないのでしょうか。

○左近政府委員 これもやはりもう少し具体的に、地域に即して議論をいたしたいと思ひますが、一般的に申しまして、現在この法律に基づきましてとりあえず政令で条件を指定しようとしておりますのは、円高によって輸出が減少するといふふうな影響を受けたもの、あるいは円高によつて国内の出荷がその輸入品によつて減少したものであるというふうなものを指定することについていたしておりますので、その中に包括して考えられるかどうかという問題であらうかと思ひます。

また、今後の課題といたしましては、経済の状態はどんなふうなふうなまゐりますので、必ずしもその二つだけに限定しないでも、もう少し広い範囲の問題を検討いたしたいという、来年度以降の検討課題にいたしておりますので、そういうものも含めて、ひとつ具体的なケースとして検討させていただきます。いまだたいというふうな方向に考えております。

○鹿野委員 産地形成をなして、こういうふうなものが基本というところでありませうけれども、私のような地方におきましては、なかなかまとまりて産地を形成しておるというのはいさなないのであります。やはりばらばらな形で、ある程度の範囲内において産地が形成されておるというふうなことでありますので、ひとつその辺のところの実態というふうなものをお考えいただきまして、この指定というふうなものについては考えていただきたいというふうに思ひます。

そこで、先ほどもちよつと触れたわけでありませうけれども、公定歩合の引き上げが四月に行われまして、そのことによつて金利というふうなものにはどのような状態になるのかでございませうか。

○左近政府委員 公定歩合が引き上げられましたことに伴ひまして預金金利が引き上げられました。したがって、一般の市中の金融機関の貸し出し金利も上昇傾向にございす。また、商工中金のように原資を金融債に仰いでいるものについては、原資の金融債の利率の上昇に伴ひまして貸し付け金利の上昇を実施しつゝございす。ただ、政府系の金融機関、たとえば中小企業金融公庫とかあるいは国民金融公庫につきましては、その原資でございす資金運用部資金の金利がまだ決まっておりますので、その資金運用部の金利が決まりまうときにこの貸し付け金利も変更いたしたいということ、現在中小企業庁も大蔵省

といふいろいろ検討中でございますが、近日この資金運用部の金利の上昇が決まりまうので、それに応じて対応していきたいというふうに考えております。

○鹿野委員 金利は、非常に大蔵省はガードがたいわけでありませうけれども、中小企業にとりまして一番これは負担になってくるわけでありませう。いまおっしゃられたような形で今後ともお考えいただく。また、設備資金と運転資金というふうなことになるわけでありませうけれども、特にもちろん設備資金も必要でありませうが、中小企業者にとりましては、望まれるのは、事業転換なんかしていく場合においてはその運転資金が欲しいのだ、こういうふうな強い要望があるわけでありませう。その辺のところに対しましては、いままでと違つた考え方立つことができないかどうか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 中小企業にとりまして運転資金が必要なのは御指摘のとおりでございます。したがって、いまは、運転資金につきましてもなるべく低利で供給をしようということ、今回のこの法律に基づきまして承認を受けた事業計画によつて事業を実施する中小企業につきましては、運転資金についても特例措置を考えようということにございまして、たとえば内需転換などで販路を変更いたしまして、そういったと、需要開拓をしていく間は回収条件が長期化するというふうなことがございまして、長期運転資金を要するという事態がございす。したがって、そういうものについては一般の通利よりは安い運転資金を提供いたしたいということで、この制度をこしらへることにいたしております。ただ、その金利につきましましては、いま申しましたように金利が現在変わりますので、その変わります事態に応じて決めていきたいと思つておりますが、少なくとも、たとえば中小企業金融公庫の一般金利よりは安い金利で提供できるようにいたしたいということを考えております。

○鹿野委員 振興計画につきましてお尋ねいたしますが、地方におきまして産地を形成しておるというふうな中においては、その産地が非常にレベルの低い産地が多いわけでありませう。そこで、発展途上国からの追い上げ等というふうなものも考えた場合、これからの日本の基本的な産業構造というふうなものを考えた場合、やはり思い切つてこの法律によつてレベルを上げていくというふうなことが非常に意義あることだと思ひます。たとえば航空機関連の産業なりあるいは医療機器関連の産業なりというふうな形で、思い切つて転換をしていくことができれば、そういうふうな振興計画を立てていくような一つの指導をすべきである、こういうふうな思ひでございますが、いかがでございませう。

○左近政府委員 産地の振興を図つていく場合においては、やはりその産地を従来つづけてまいりました製品を高度化すると申しますか、つまり新製品をつくつて他の産地にまねのできないものをつくつていくというふうな行き方と、それからいま御指摘のように事業転換をいたしまして、そして新しい事業分野に進出するというふうな、二つの行き方があるかと思ひます。また産地の企業によつても、ある企業は従来の事業を継続しながら事業内容を高度化していくということにもなりませうし、ある企業は転換をするということにもなりませうかと思ひますが、一般に事業転換につきましては、事業転換の対策の法律によりまして国が助成をすることにしております。しかしながら、産地の中で事業転換をしていただく場合には、産地自身の振興対策にもなるものでございませうから、一般の事業転換法に基づいていろいろ援助に加へまして、本法の適用を受ける企業については、企業が事業転換をする場合にはさらに優遇をしようというところで、事業転換対策のたとえば融資についても、特段に低い金利で資金を提供しようというふうなことも考えておりますが、いづれにしても御指摘のとおり、新しい産業、また付加価値の高い産業というふうなものを導入をいたしまして、発展途上国が追い上げてき

てもびくもしないというふうな体制を築き上げることが必要だというふうに考えておりますので、そういう点の事業転換を促進していきたいということでございます。また、その場合に、産地の業者の方にこういう事業をやればよいというふうな、いろいろな情報を提供する必要がありますかと思ひますが、現在中小企業振興事業団等その事業転換の事例を集めたりあるいは学者、学識経験者等を集めまして、有望な事業はどういうものかというふうなことも研究をいたしております。そういう研究成果も府県を通じていろいろ組合あるいはその組合の構成員に流すというふうなことにしまして、事業転換の促進を図ってきたいというふうに考えております。

○鹿野委員 もう一つは、そういうふうな事業転換と同時に、たとえばその産地形成の中でも、ねじならねじとか歯車なら歯車というふうな形で、部分だけを生産しておるといふようなところが多いと思うのであります。やはりそれではいつまでたっても向上がありませんので、総合的な、一貫性のある産地形成をしていくというふうな形に事業転換をしながら持っていくという、そういう一つの指導も必要だと思ふのですが、いかがでしょう。

○左近政府委員 先ほど申し上げましたように、今後高付加価値的な産業というものを推進していくということになりますと、どうしても機械産業等々が中心になるかと思ひますが、その場合、御指摘のとおり部品工業というふうなものが相当なウェイトを占めると思ひます。その場合に、先ほどお話のありましたように歯車とかねじとかというふうな、部品の一部分だけをつくっていくというだけでは確かに付加価値も高くなりませんし、また非常に変動要素が強いということもございますので、むしろ部品についてもある程度の完成品をつくる。たとえば自動車にいたしますれば、ブレーキの部分の完成したものをつくるとか、そのほかいろいろなことがございますが、そういうふうなだんだん完成度を高めるといふこと

がやはり下請企業対策として大きな目標でございますので、この産地対策の中におきましてもそういう趣旨を織り込んで実施していくというふうなことを、振興計画をつくるような場合にわれわれも指導していきたいというふうに考えております。

○鹿野委員 この法案の内容を見ますと、どちらかというところいう法律というものは融資と融資とが中心になるわけでありまして、ただ、中小企業の方は、もう本当に先ほど申し上げましたとおり足腰が弱っておりますので、融資を受けたとしても、どうやって金を返していけるかという計画がなかなか立たない。こんなようなことで、融資よりはどちらかというところ仕事ができるというふうな傾向だと思ふのであります。そういうふうな中小企業者の要望、考え方というふうなものを、この法律を施行していく場合に具体的にどう考えておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○左近政府委員 先ほどから申し上げておりますが、この法律の目標は、産地の中小企業が経済状況の変動に際して、それに適応できるように新製品をつくっていくとかあるいは新技術を開発していくとか、あるいは新しい市場を開拓していくというふうな対策を応援していくわけでございます。この新製品の開発自体が新しい需要を喚起するという意味で、仕事の拡大ということをねらっておるわけでございます。したがって、もちろんそういう新製品が売れるまではやはり金融の裏づけというのにも必要でございますが、いたずらに膨大な設備を導入してその後償還に苦しむというふうな事態にならないように、むしろいまの言葉で言いますればソフト面の応援をいろいろやりまして、そして新しい市場を開拓する、新しい需要を開拓するという面に重点を置いてまいりたいというところで、いま御指摘のような問題点を乗り越えていきたいというふうに考えているわけでございます。

て、事業転換によるものが、とにかく新製品開発、新分野における開発というふうなことで厳しい経済情勢を乗り切っていくためには必要なんだ、こういうふうなことであります。たとえば最初のあれに戻りますけれども、原油の価格の上昇というふうなものはどちらかというところ成長を抑えようとする要因があるわけでありまして、それから卸売物価の上昇というふうなものは、景気政策の転換があるのではないかと一ううな一つの危惧を深めて、投資に対してはマイナス要因になると思ふのであります。また現在の円安というふうな傾向も、いわゆる輸入の素原材料の価格の上昇というもののから、素材の関連産業の収益が縮小していくという、こういうふうなことであります。で、果たして長官がおっしゃられるような新製品開発なりあるいはその事業転換によつて新しい生き方をしていくという、思い切つてそこまでの法律の中身だけでやっていけるだろうかというふうな気がするのでありますけれども、いかがでしょう。

○左近政府委員 いまの御指摘のようないろいろな問題については、確かに今後の成長に對しまして一つの制約要件になる部分も含まれております。ただ、公定歩合の引き上げ等につきましては、現在円安傾向によりまして原材料の価格の増大、それからエネルギー、ことに石油の問題によりまして原油価格の上昇の影響をいわけば便乗させないような、いわゆる便乗値上げを抑えるという意味での公定歩合の引き上げという目的ということになっておりますので、そういう点がうまく働きますればこれは景気の上昇という点にききましては、おっしゃいます、それ以外の点につきましては、確かに若干成長が過去に考えたよりはうまいきにくいという要因になることは事実でございます。しかしながら、また考えてまいりますと、そういうふうな事態というものは、やはりわれわれ日本の経済にとつて避けて通ることのできない問題でございますので、そういう問題を、高付加価値化と言いますか知識集約化と申しますか、そう

いう形で、たとえばエネルギー問題につきますればエネルギーの原単位の低いような製品を開発していくということとかかわっていくということにならざるを得ないわけでございますので、そういう外部のいろいろな要因を乗り越えながら中小企業が発展するためには、やはりわれわれとしてはこの法律の目的にしておりますような新製品の開発とか、新技術の開発というふうなものを進めていかざるを得ないかと考えております。したがって、客観情勢がそれに非常に有利に働くかどうかというところは、状態の変化によつていろいろ変わるかと思ひますが、日本経済が、そしてまた中小企業が生きていくとすれば、この道を努力するしかないのじゃないかというのをわれわれは考えておりますので、政府としても大いに力を入れてこの政策を十分実施していきたいというふうに考えておるといふところでございます。

○鹿野委員 不況対策なりあるいは経済情勢の著しい変化によつてということ、今日までもいろいろの意味におきまして、中小零細企業に対する融資なり、円高とかあるいはまたオイルショックなどに対処したところの制度融資の実施なり、あるいは官公需発注の中小企業への傾斜なり、あるいは下請企業に対する受注のあつせんなり、あるいは連鎖倒産の防止なり、あるいは地方公共団体の支援、その他政府系金融機関によるところの信用補完制度の活用など、いろいろな形で実施されてきたわけですが、それは、一番最初長官がおっしゃられたとおり、あえて申し上げますならば災害対策的な応急措置であると思ふのであります。この法律はあくまでも前向きというふうなことでございまして、これから地域の時代、地方の時代、そして田園都市構想というふうな中において、日本の限られた国土の均衡ある発展というふうなものを遂げていかなければならぬわけでありまして、実態に匹敵した形でその地域のそういう景気事情、情勢というものを重視していただきながら、ひとつ大胆に対応していただきますことを強く要望いたしまして、時間でございます。

ますので私の質問を終わります。

○橋口委員長 上坂昇君。

○上坂委員 産地中小企業対策臨時措置法案について質問をいたします。

初めに、この法案は、いわゆる円高によるところの影響を受ける輸出関連の中小企業に対して特に適用をする、当てはめていくという趣旨なのかどうか、その辺のところをお伺いをいたしたい。

○左近政府委員 この法案につきましては、目的にも掲げておりますように、「円相場の高騰その他の最近における経済的事情の著しい変化に対処して」ということでございまして、円相場の高騰、それからそれに基きます輸出の減少というのは一つの例示でございまして、われわれといたしましてはそれに限定をするということとは考えておりません。ただし最近の、この二、三年の傾向では、中小企業に一番打撃を与えたのは円相場の高騰に伴います輸出の減少ということでございまして、また、それに対してはいわゆる円高対策法というものを国会でも成立させていたいただきまして、応急対策を講じております。しかしながら、あれはまさに応急対策でございまして、それに引き続いて将来の、円高に悩む中小企業の体質を強化するという対策が後に続く必要がございまして、後に続くならば、応急対策だけでは問題が生ずるということでございまして、そういう意味では、円高により輸出の減少をした産地というものを主たる対象に考えておられることは事実でございまして、たとえば円高によって輸入品が入ってまいりまして、内需向けの生産が減少をしたというものについても、この法律はとりあえず適用しようというように考えておりますし、その他、今後の検討課題といたしまして、その他の経済事情の変動についても政令で指定をする可能性が残されておられることとございまして。

○上坂委員 円高対策としての中小企業政策といえますか、これは一九七一年のいわゆるスミソニアン体制といえますか、それに基づいて第一次ドル対策法ができたわけですね。その後四十八年の

二月に円のフロートの問題が出てきてまして、そこで第二次のドル対策法の改正となったと思うのです。当時中小企業、特に輸出関連については非常に大きな影響があるだろうと見られておりました。特に二百六十円台にレートが上がったときにはかなりの倒産も予想される状況だったのですが、このころの中小企業の実態は、われわれが調べたりいろいろ伺っているところでは、それに対応する体制が整って、予想されるほどの影響がなかった、むしろ数量的には輸出がふえているという状況があったと認識しているわけでありまして。その後五十二年、石油ショックとの絡みもありまして非常に不況が深刻になってきて、売るにしても、原料を仕入れるにしても、お金を借りるにしても大変な状況が出てきて、それが中小企業に対して特に大きな影響を及ぼした。こういう状況の中で現在に至り、ますますそれが深刻化している状況があると思うのですが、七一年・七三、四年あたりの状況と、その後七五年以降今日までの状況の中で、中小企業、特に輸出関連の中小企業の実態はどういうふうになっているか、これについて説明をいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 いま御指摘がございましたように前回、スミソニアン調整と申し上げておきますが、いわゆるスミソニアン調整のときと今回の円高のときとの比較でございまして、円の切り上げ率が前回は一六・九%だったと言われておりますが、今回は、最も高くなりました。昨年の十月末で比べますと、これは五十二年の九月対比でございしますが、五二、五〇%台、その後若干緩和はしましたが、そういう事態になったということ、円高の差が違ったということが一つございします。それから、客観情勢といたしまして、今回の円高については、内外の景気の停滞期と重なりまして、一般不況と円高が重なったということで、それだけ中小企業には厳しかったということが言えると思ひます。したがって、相対的に申しますとやはり中小企業がこうむりました影響は前回よりも相当厳しい、深刻であるということが言

えると思ひます。

その実例といたしまして一、二の数字を挙げさせていただきますと、スミソニアン調整後の輸出の状況は、中小企業製品の輸出につきましては、二、三%でございまして、むしろ若干伸びており、つまり減少しなかったという結果が出ております。ところが、昭和五十三年度を見てみますと、中小企業製品の対前年度の輸出額は八%減少しておるといふような数字もございまして、しかも月別に見ますと、たとえば去年の七月・九月とか十一月・十二月につきましては一〇%以上の減少という数字も出ております。したがって、輸出に ついては実際の打撃が大きかったということが言えると思ひます。それからまた別の数字でございしますが、倒産関連の数字を見ますと、前回のときにはいわばドルショック倒産という分類で数字が挙がっておりますが、これが四十六年、四十七年の二年間で大体百件余りでございまして、今回は、五十二年七月からことしの四月までをとってみますと、いわゆる円高倒産というのは三百六十五件という数字が出ております。

〔委員長退席、野中委員長代理着席〕

それやこれやを考え合わせますと、前回よりは今回の方が非常に深刻であったということとございしますし、前回そういうことがあった上でまた今回こういうことになって、そういう円高に対応するためのコスト低減努力などが前回にさらに加重して必要になったということから、今回がさらに苦しいという要素もあるかと考えております。

○上坂委員 七一年・七三年くらいまでは円高の影響についてもわりあいに対応ができて、輸出の減少というのはなかった、むしろ伸びていたということでありました。それから、今回のものは大変大きな影響を受けているということでありまして、そういうところから七十六年十一月に中小企業事業転換対策臨時措置法が制定されたのだと思ひますが、いわゆるニクソン・ショック以来いままです七、八年の間に、輸出中小企業産地の対応していたものを考えますと、四つぐらいになるの

じゃないかと思うのです。

その一つは、市場の転換だと思ひます。大体日本の輸出構造というのはアメリカ依存度が非常に高いわけでありまして、したがってアメリカの動向に非常に左右される。製品別に見ましてもアメリカ向け製品という形になっていて、他の地域に対する対応がなかなか困難である。したがって、国内需要への転換も非常にむずかしい。しかし、アメリカがドル防衛の關係から、輸入課徴金の問題やいろいろな保護貿易政策をとってくるということになりますと、どうしてもアメリカに輸出できない。そこで、海外の市場を転換していかなければならないという形になってきますと、必然ヨーロッパなり中東なり共産圏へ指向していくようになるだろうと思ひますが、そういう海外市場の変化は今まで一体どういうふうになつてきているのかということが第一点です。

それから、先ほど申し上げましたように、輸出関連企業の場合には内需に転換することが非常にむずかしいわけでありまして、特に国内の不況の深刻化に伴って、内需に転換することがよいいむずかしいと私は思ひます。こういうことに対してはどういうような対応がなされているのか、また行政的にはどのような指導が行われて、その効果はどんなふうにあらわれてきているのかということについても御説明をいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 御指摘のように、輸出中小企業が円高というような事態あるいは従来の市場におけるいろいろな問題を乗り越えるために、市場転換ということを相当重視して従来からも実施しておりました。従来の市場というのは、東南アジアというものがございしましたけれども、北米つまりアメリカが一番中心でございまして。最近、中小企業白書でもいろいろ調べておりますが、輸出市場の多角化ということを志しております。たとえば北米に輸出しておいたものがヨーロッパに伸びる、あるいは中国とかその他のアジアの共産圏に伸びるあるいは中近東に伸びるかというふうな努力が出てきております。最近調査いたしました

ところでも、たとえば婦人服地のメーカーが、従来はアメリカ、ヨーロッパを中心にやっておったわけですが、ジェトロの情報に基づきまして中近東の市場開拓をいたしまして、その中近東の市場開拓に成功したという例もございまして、あるいはまた、従来は北米一辺倒であったものがヨーロッパ市場を開拓したという例も挙がっておりますが、こういう形で、やはりこれから中南米、アフリカ、中近東あるいは共産圏というふうなところが、この新しい市場開拓をできる可能性のあるところではないかというふうに考えておりますので、そういう点を、いま申しましたようにジェトロの情報なども相当利用されておりますが、そういうものの、そのほかのことで推進をしてみたいというふうに考えております。

それから内需転換でございますが、確かに御指摘のとおり、国内の不況時には内需転換と申しましてもなかなかやりにくい点もございましたけれども、昨年の後半以降内需の盛り上がりというものが、ある程度出てまいりましたので、その中で、この機運をとらえて内需転換を図ったという事例が相当ございます。たとえば静岡県別の別珍、コールテンの業界などでは、従来の別珍、コールテンよりももう少し細番手のもので、従来冬物だけだったのですけれども、合い着用のものをつくってそれが結構売れておるとか、あるいは単に着るものだけではなくて、手提げかばんとか帽子とか、そういうものに転換して内需をふやしておる、いろいろな例が出てきておりますし、また、シガレットライターなどは、使い捨てのシガレットライターは従来輸出が専門でございましたが、輸出が大分減少いたしましたので国内向けにも内需転換で一生懸命出しまして、これは町をお歩きになったら目に触れると思いますが、内需でも相当売れておるといふような事情もございまして、そのほか、昨年の後半以降、輸出産地が内需転換にいろいろ努力をしたというふうな申し出もございましたので、実は昨年の補正予算で、産地組合に対しまして内需向けに転換するための見本

市の開催をする場合の補助金等々を新たに設けまして、それによって、たとえば福井県でございまして、鯖江のめがね枠などは大阪で内需向けの見本市を開いて、相当の成果を上げたというふうな事例も聞いております。

そのように、この内需向けも昨年の後半からこのしにかけて相当な努力が突っついてきておりますので、この産地法に基づきましていろいろな組合に対する助成についてもそういう市場転換、これは大きく言えば国際的な市場調査あるいは内需転換向けのいろいろな見本市の開催等でございますが、そういうものが円滑に行われていくような補助金制度というものがこの産地法の枠の中で考えておりますので、そういうものを実施いたしまして、こういう転換が円滑にいくように実施していきたいというふうに考えております。

○上坂委員 いまの問題と絡んで、いまの御説明にありましたいわゆる品種の改良といいますが、多様化といいますが、あるいは高級化、新製品の開発、そういうところに向けて新しい内需が喚起されているということについては、傾向としては非常にいいと思うのですが、これをやる場合にもう一つ問題になってくるのは事業の転換の問題であらうと思うのであります。

事業転換法の施行で業種指定となつてゐるものが、全国業種が九十八、地域が九業種ということになっておまして、合わせて百七業種に上つております。それから事業転換計画の承認件数というものが現在で百四十九件程度あるということをお聞きしておるわけですが、この事業転換で果たして実態的にどんなふうになるか上がつてゐるかということについて、御説明をいただきたいわけでありまして、

というのは、事業転換という言葉をとった場合に、その事業転換というのは一体何を指しているのかということ、いままでの中で非常に疑問に思うところがあるわけです。普通一般に事業転換といふ場合には、品種の転換、それから業種の転換、もう一つは業種の転換という三つに大体分類

されているというふうに言われておりますが、中小企業白書による定義は、最近変わつてゐるかどうか知りませんが、前には「事業内容の流動化現象が最も主要生産品目の変更によるもので達した段階」というふうな定義をされてゐたわけでありまして、この「最も主要品目の生産変更」というのは何かというところ、製造業中、中分類二十業種間で移動することを指す、こういうふうになつておる。産業分類にあるわけですが、この分類でいいますと、いわゆる品種転換あるいは市場転換、業態転換といふものは含まれなくなるわけでありまして、いまこういうものをやはり含めて事業転換として考えて、それに対するところのいろいろな政策を打ち出す、こういう方向に來るべきだと思ひ、來てゐるのではないかと思ひますが、その辺のところをひとつ御説明をいただきたいと思ひので

〔野中委員長代理退席 山下(徳)委員長代理着席〕
○左近政府委員 事業転換という概念につきましても、とり方がいろいろございまして、いま御指摘のとおりでございまして、中小企業白書は若干広くとらえております。事業転換法に基づくよりは広くとらえております。

事業転換法によります対象は、非常に優遇措置を考へておりましたので、ある程度しぼりまして、業種の転換というところを中心をやつておつたわけでございます。しかしながら、いま御指摘のように、これからの行き方というものは、まあ定義の仕方であるといふことが、とにかく従来つくつてゐるものをそのままつくつていくということとはちがうといふ時代でございます。したがうして、転換といふところまでいかなかにして、新製品をつくる、つまりより高級なものをつくる、とかいふふうなものもございまして、それは事業転換とまではいきませんが、それからやりまして、そして完全に商売を変えてしまふまでの幅の中でいろいろな変化を求めざる必要があるというものが現状だと思ひます。したがうして、今回やり

ます産地法では、その点は非常に幅を持つて考へておまして、この振興計画等をつくり出す場合にはその辺は自由に交換の内容を考へていただく、そしてそれに即して応援をいたしていくというところでございます。

ただ、事業転換法で考へました転換については、いわば転換の度合いとしては相当高度な転換でございますので、そういう意味で法律をつくつたわけでございますから、この産地法の適用業種で、しかも事業転換法の要件に合致するものについてはさらに優遇をしようということで、一般的な事業転換法の優遇措置に加えて、この産地法に基づく指定を受けた企業については優遇程度をより高めていくという配慮もいたしております。しかしながら、全般的に申しますと、振興計画の内容は、いま御指摘のように非常に範囲の広い事業転換の内容を事態に応じて進めていくということではないかというふうにわれわれは予想しておるわけでございます。

○上坂委員 この事業転換が、業種を変えて転換をするということ、いま部分転換の問題が出てゐるわけでありまして、部分転換といふ場合には、いままでの経営をずっと維持しながら転換をしていくことができる、しかし、業種転換になりますと、旧來のものをすっかり変えていかねばならぬという状況が出てくると思ひので、これは非常に困難だと思ひので。

そこで、そういうことで成功した例について、幾つか挙げていただきたい。

○左近政府委員 事業転換につきましましては、先ほど御指摘がありましたように、五月十五日現在で事業転換法施行後百四十九件の認定件数がございまして、具体的なケースとしていろいろ白書等で調べておりますが、成功したケースはいろいろございまして、

構造不況業種とか円高関連業種が事業転換をする、これは必要に迫られてやるということでございますが、その中である程度成功した例を申し上げ

げますと、繊維産業で、いままで織物をつくっておったものがアパレル部門に進出してきたというものがございまして、たとえば婦人服の製造業に進出してきたということで、いままでの単なる織物の時代よりは非常によくなったというような例もございまして。

それから、御承知の一番打撃の大きいほうにございまして造船関連の下請業なども、たとえば解船業に変わったとか、あるいは造船関連の下請業というのには、いわば労働者を雇用するというふうな点の中心でございまして、土木工事業に変わったというふうなことでしのいだという例も挙がっております。

それから、最近もう一つの分野は、これは輸出関連でございまして、金属製品の分野では、従来のものから金属加工技術を生かして転換をする例がございまして、顕著な例といたしましては、たとえば新潟県の燕あたりは、カーブミラーと申しまして曲りくねった道路についております鏡がございまして、これなんかに進出した。従来はカーブミラーというのはガラスでできておったのですが、ガラスでございまして、いたずらでよく壊れるということがありましたが、燕はステンレスのみが加工の技術がございまして、曲面を持った、しかも表面が鏡のような滑らかな大きなカーブミラーができるという特殊技術を生かして、そういう方面に進出しているという例もございまして。

以上のようなものが最近挙がりましたものでございまして、そのほか、実は中小企業振興事業団で転換の成功例というのを集めております。これは何カ月かに一編まとめて出しておりますが、最近私が目にしたものでは、たとえば相当な大転換でございまして、ケミカルシューズの製造、販売、ことに販売をやっておったものがうどん屋さんで転換して成功した。ケミカルシューズの販売店がたまたま駅前のいい場所にあったということにもよるようでありまして、そういう事例も挙げられております。

○上坂委員 事業転換について非常にむずかしいのは、経営が行き詰まってから転換をする状況と、それから経済の動向なり需要の伸びを予想して、積極的に転身を図っていくという二つの問題があるだろうと思うのです。経営がある程度安定をしている時期における転換と、この転換というのはわりあいやりやすいと思うのですが、行き詰まってからの転換というのは、資金繰りにしても何にしても、にっちもさっちも行かなくなつてからの転換でありますから非常にむずかしいと思うのです。いまそういう状況にきているのが非常に多いのと、もう一つはそういうところへ追い込まれる企業というのが、大体小規模企業と言われるものではないかと私は思うのです。そういう企業になりまして、なお転換がむずかしい。こういう点について、転換したくてもできない企業群といたしまして、産地といいますが、こういうものが非常に多いのではないかと思うのです。その辺のところはどんなふうにお考えになつていらっしゃるか、御説明いただければありがたいと思うのです。

○左近政府委員 転換につきましては、最近そういうことが必要であるし、また、そういう転換によつて活路を開くという面が期待されるものでございまして、実は今年度の中小企業白書で相当突っ込んだアンケート調査をいたしました。その結果は先生御指摘のとおりでございまして、成功例を見ますと、やはり企業が行き詰まってからやるのじゃなくて、事前に情勢を見て転換をする方が成功率が高い。それからまた、転換をやる場合には思い切った転換をする、しかも相当時間をかけて転換をする方が成功率が高いというようないふ実情が出ております。ということは、行き詰まってからじゃなくて、事前に計画的に、しかも余裕のあるうちにやっていくのが望ましいということでございます。

それから規模につきましては、これは必ずしも規模の大小は余り影響がないというふうな結論が出ておりますが、しかし困難さは、力を持ちながら転換するという必要上、小規模企業はなかなか

力がございせんから転換がむずかしいというところと、考えられるというふうな考えです。

そこで問題点は、ある程度余裕を持って転換ができるようにするためには、一つは情報が必要で、なされる企業によく伝わつておる。どういふところに行けばいいかというふうなことがわからなかつた、なかなか思い切りがつかないということと、なにか、そういう点で、先ほど申しましたように、現在中小企業振興事業団等いろいろなケースを集めて、そういう転換の成功例というものを府県に流しておりますけれども、これを府県段階あるいは組合段階にとどまらずに、もう少し末端の企業の方々にまで行き渡るような方策をわれわれ考えたいというふうな考えでおります。

それからまた中小企業振興事業団では、学識経験者を集めて、いまのような経済情勢あるいは国民の需要の動向というふうなものをにらみながら、どういふふうな業種が成功する可能性の高い業種かというふうなことにしてもいろいろ検討いたしております。ただ、この業種につきましては、世の中の情勢がなかなかよく変わるものでございまして、絶対的なものではございせんが、一つの参考として見ていただくという意味において、これも府県の指導資料として現在も流しておりますが、さらにそういうものを整備いたしまして、一般の方々にも御参考にしたいというふうな考えております。

それからまた、実際に転換する際には金融上の問題その他いろいろ問題がございまして、これは転換法に基づきますいろいろな助成措置を活用していただくことにしたいと思ひますし、先ほど申し上げましたように、産地の中で転換する場合に、さらに産地法の指定を加えて転換をより手厚くしていくというところで、この問題を解決していきたいというふうな考えております。

○上坂委員 いまいろいろ御説明いただいたわけでありまして、もう一つ海外進出の問題でございまして、円フロートのときに、製造業で海外進出を図った企業が六百件ぐらいに上つていたのではな

いかと認識しているわけでありまして、これらはいまだどんなふうになつていのかということなんです。

もう一つは、最近における海外進出の実態は一体どういふふうに進んでいるのか。海外進出の場合には、中小企業という形だけでなく、大企業そのものもどんどん進出しているわけでありまして、それとの関連で市場開拓なり何なりになかなかむずかしい面があるのではないかと、思うのであります。その件についてひとつ伺ひたいと思ひます。

○左近政府委員 中小企業の海外進出、いわゆる対外直接投資でございまして、これは証券投資の許可件数というので把握をしておるわけでございますが、四十八年ごろまではわりあい経済がどんどん伸びましたし、また国際化をいたしましたので急速に伸びまして、たとえば四十八年には四百十一件というふうな数字が出ております。ところが、その後景気の停滞に伴ひまして、五十年以降は年間大体八十件とか七十件台というふうなものにとどまつておつたわけでございますが、五十二年になりましたと輸出が非常に盛んになりましたので、それから、むしろ現地生産というふうなことも考えるといろいろ状況がございまして、また若干最近景気の回復の状態もございまして、五十三年の実績は大体百二十件ということで、四十八年当時には及びませんが、大分回復をしてきたというのが実情でございまして、今後相当伸びるんじゃないかと思ひます。

それからその傾向でございまして、従来はやはり東南アジアが中心でございまして、これは東南アジアの労働力を活用するというような点がございまして、平均して大体八割近辺が東南アジアというふうになつております。ところが最近の傾向、たとえば五十三年一年をとつてみますとこれが七割ぐらいに減少しております。そしてふえましたがやはり北米でございまして、北米が全体で見ますと一割ぐらいでございまして、五十三年一年を見ますと二割ぐらいに構成比がなつておりま

す。このように北米等の先進国向けの進出が大部分を占めてきたというのが特徴的なものではないかと思ひます。

それから、進出をした企業の状態でございますが、これは数量的に把握することはなかなかむずかしいわけでございますが、収益面ではどうなっているかというのを一応調べたものを、中小企業白書で、アンケート調査でございますので全数調査ではございませんが、それで見ますと、五十三年度の収支でございますが、現地法人のうちで二八、大體三割近くが現在赤字だということでございます。ただ、進出した企業と国内にござい

ます本社企業とございまして、それを合わせて見ますと大體二割ぐらいの企業が赤字、裏返しすると八八割ぐらいは黒字ということでございます。まあまあ何と申していいかわかりませんが、黒字企業のうちで、大體半分近くは経常利益が対前年度比増加してきたというようなことも報告がございまして、そしてこういう企業の進出の場合

は、当初進出した一、二年あるいは業種によつては二、三年はどうしても採算がむずかしいということでございますので、それから採算が安定するんではないかということが期待されておるというのが現状でございます。

○上坂委員 いまのはよくわかりました。いわゆる産地企業といひますか、地場産業であります。地場産業の従来の存立の条件といひますか、特徴といひるのは、一つは豊富で低廉な労働力があるということ、それから原料、資源がその地域に賦存をしていて、手に入れることが容易であるということ、それからもう一つは伝統的な技術の集積がある、大體この三つくらいに見えていいのではないかというふうに思ふわけでありまして、

ところが、これらの条件といふものが高度経済成長の中で非常に崩れていった。特に労働力については都市型志向になりまして、地元の地場産業等に勤めて低賃金で働くということがなかなか歓迎されない。そこで新しい労働力の調達が非常に

困難になってきている、こういう状況はすつとままも続いているのではないかと今思ふに思ふのが、最近中央に來ている労働力にUターン現象が出ておりますけれども、しかし地方へ帰りますとなかなか就職先がないというところから、やはりがまんをするというような状況になりまして、なかなかむずかしいわけでありまして、

それから、材料と原料であります。これが非常に枯渇をしてきているというのがあつちゅうの中小企業、産地企業の実態だろうと思ふのです。したがつて、この原材料の手当についてはどうして

も輸入に依存をしなければならぬ、こういう状況が非常に多くなつてきていると思ふのです。そういうところから産地企業そのものの存続条件

というものが非常に崩れていっていると思ふのです。それからもう一つは、材料の面で見ますと、たとえば繊維工業でナイロンとかビニールあるいは今度合成樹脂等の大企業の生産品といふものを原料にしなければならぬというところから、いままで使つていた現地調達

の材料といふものは手に入らなくなつていくというよりなくなつてしまつて、そこで製品を全く変えていかなければならぬという状況といふものが出てきて

いると思ふのです。それからもう一つは、伝統的工芸品の振興法にも出てきましたように、後継者の養成といふのが非常にむずかしい、伝統的技術を存続をさせていく、継続をさせていくということが非常に困難だといふことから、政策的にもこれを取り上げて

いかなければならぬという状況といふものが実際に出てきていて、こういうところから産地企業といふものの置かれてある条件といふものは高度経済成長の中で非常に崩れてしまつて、この崩れてある条件を回復をして、そして産地企業に對して活力を与えていくことになるわけ

でありますから、これはなまはんなか政策、なまはんな手当てではとてもできないのではないかと、こういう気がいたします。

そこで、この辺のところについて、これからどういうふうな政策的に考えていかれるのかという点がお聞きしたいところであります。特に労働力を確保するといふことについて特に配慮をすることが必要なのではないか、これがないと、どうしてもこれは基本になりますから、企業の振興といふのはできないと思ふので、この辺について所見をいただきたいと思ふのです。

○左近政府委員 産地を取り巻く条件が変わつてまいりました。問題が生じておることはもう御指摘のとおりでございます。そこで労働問題についてでございますが、まさに御指摘のとおり、こ

としの白書でアンケート調査をいたしました。昨年のように一般的に不況で、雇用調整が行われ

たといわれている時代でも実は中小企業は人手不足である、つまり働き手が欲しいけれども得られないといふふうなアンケートが出てきておりま

す。したがつて、われわれとしては優秀な労働力が産地の中小企業に確保できるということ

が、こういう時代でも大いに必要であるといふふうに考へておるわけでございます。ただ、ことに若い人が働く場として居つくといふためには、やはりその産業が発展性を持つておるということ

で、将来の希望が持たなければならぬか人が集まらないといふこともございまして、また発展性があり、かつ現在収益力がございまして、資金も十分に払えないしあるいは労働環境も整備できないあるいは休日なども十分とれないといふような問題もございまして、したがつて、やはり基本は産地の産業、その企業が将来性のあるような、力のつくような対策をまずしなければ、なかなか労働対策だけではうまくいかないといふのがわれわれの考へ方でございます。したがつて、むしろ産地対策自身を円滑に進めていくといふこと自身

が労働確保に一番基本的な役に立つと思ひます。しかしながらそれだけではなくて、労働省におきましていろいろ労働対策をとつていただいておりますし、われわれ自身もいたしまして、

研修制度とか技術者の養成制度といふことをいたしまして、いわば技術を高度にして、それによつてそこに働く場を可能にするといふようなことも考へております。したがつて、そういう点で

の技能労働者の確保、若い青年の確保という点については、十分な努力をこれからしていきたい。しかし、それはむしろ産地の企業が、先ほど申しましたように新製品を開発し、新技術を開発して、より強くなつていくといふことがやはり必須条件であらうといふふうに考へておるわけでございます。

それから、原材料の問題も御指摘のとおりでございます。従来天然産品ではなかなかうまくいかない、もうなかなか入手しにくいということがございまして、それに対しては今後どういふふう

に転換していくかといふ問題で、一つは御指摘のとおり輸入に仰いでいくという点もありません。あるいは原料転換をして化学製品といふようなものにしていくという点もございまして、こういう点については、この産地対策振興計画の中でのいろいろ考へていくという必要があるかと思ひます

が、その場合に、大企業製品に依存するといふ場合に、またいろいろの問題も出てまいります。したがつて、そういう点は産地の計画に即して、この原材料問題で産地の振興がまずつかないような対策をケース・バイ・ケースで実施していこうといふふうに考へておるわけでございます。

いわゆる伝産法によりまして後継者の育成をやるのか、あるいは伝産会館をつくるというようなことで、伝統的な技術の保存に努めていくということを一歩進めておきますけれども、またわれわれの方の産地として考えますと、そういうふうな伝統的な技術を保存するとともに、その地域の中ではそういう伝統的な企業を生かして近代的な製品をつくらせていくという芽も育てたい、そしてそれはまたこの産地法の方でそういう点をやっていきたいというふうに考えております。したがって、いましめて、この伝統的な工業産地も、伝統工芸そのものをやって生きるという企業もあれば、そういう素地を生かして、技術とかあるいはデザインとかそういうものを生かしながら新製品を開発するというふうな、二つ相並んでその産地が振興するという形が適当ではないのではなからうかというふうに考えておりますので、そういう点で、やはりこの振興計画の内容でわれわれもいろいろ御意見を申し上げ、指導を申し上げたいというふうに考えておるわけでございます。

○上坂委員 いまの御説明をいただいた点が非常に私も心配な点だったわけですね。特に伝統工芸品の場合には、いわゆる大量生産の部面は対象にしないということになっております。しかし、一つ一つつくって非常に数の少ないものではやはり利益も少ないし、なかなか企業を全体的に発展をさせるというところはむずかしい、どうしても大量生産の部面というものは取り上げていかなければならない。ところが、伝産法の適用をされようと思うと、その方面のところは除いていかなくちやならぬという苦しみがあると思うのです。したがって、これが重なって、いわゆる政策的な対象になっていくということであるならば、これは生きる道がもっと大きく出てくるというふうに思うのです。そういう意味で、いま長官の言われたことについては、特にいろいろ新デザインの開発であるとか、新しい製品の開発ということについては、これは手づくりだけの問題としてとらえずに、大きくとらえていただくようにお願いをした

というふうに思うのです。

そこで、法案の方に入らなくちゃなりませんからもう一つだけ伺っておきますが、第二条にいわゆる中小企業の定義というのがあります。この定義についても私は非常に問題があるだろうと思うのです。特に産地産業の場合には、従来の産地を構成している企業というのは、大抵いわゆる零細企業、生業的な企業、家庭内職業的なもの、そういうものがかなりの割合を占めているというふうに思っておるわけでありまして、企業的な経営の基礎を持つてゐるものがそう多くはないんじゃないかと思うわけでありまして、この割合はどんなふうになっているかというのを私は一つお聞きしたいと思うわけでありまして、非常に生業的なものが多い場合には、いまの中小企業の定義そのものの中でのいろいろな施策を考えていくのに適さないのではないかという感じが強いわけでありまして、この辺についての御所見をいただきたいと思っております。

○左近政府委員 産地における中小企業の状況でございますが、これは産地によって相当変わってまいらると思ひます。と言ひますのは、わりあい機械産業、機械工業などで、いわば工場形態をなしておるものが産地をなしておるというところがございます。こういうところはある程度の規模の企業が集中しておるということでございますが、繊維とか雑貨関係の業種では非常に零細企業が多い、それからまた、その下請でいわば家内工業的なものも存在するというところも十分御承知のとおりでございます。したがって、これはまあ雑多な形態があり得ると思ひます。たとえば総体的に見ますと小規模企業というものが非常に全国としては多いわけでございますから、小規模企業の数が産地でも多くなるという傾向はあると思ひます。

そこで対策でございますが、これはやはりそれに応じた対策を講じていくということでございまして、定義といたしましては一定の規模以下というところでございまして、中小企業の上限に達する

るまでは最も零細な企業から全部対象にいたします。で、対策の範囲の中に入つてまいります。ただ政策のやり方につきましては、この産地振興対策の中では一本の中小企業として見ておりますが、零細企業についてはそれは小規模企業に対するいろいろな対策がございまして、そういう政策とこの産地対策とをうまく組み合わせまして、振興計画とか個々の事業の合理化計画というところで、小規模事業者にはより手厚く施策がいくように考えていきたいというふうに考えております。

○上坂委員 法案の内容について少しお伺ひいたしますが、二条の二項の二ですが、「その業種に属する事業を行う中小企業者の事業活動の一部が特定の地域に集中して」と、こういうふうに言われているわけでありまして、この集中するということは、企業数で見てもいいか、従来どおり出資額などで見ていくのか、どの程度の集中があればいいか。

それから、その次の三の項目であります。いわゆる「輸出が円相場の高騰により減少すること」と、それから「その他の経済事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるもの」に起因して」と、こう書いてありますが、先ほど「経済的事情の著しい変化」ということについては御説明をいただいたのですが、「政令で定める」ということになりましたから、その「政令で定める」というのは一体どういう形で具体的な業種を定めていくのか、状態を定めていくのかということをお聞きしたいと思ひます。

それから第三条の産地組合のいわゆる関連業種であります。関連業種の事業者というものをどの範囲でとらえているのか。いわゆる産地でつくっているものを問屋受けして、それを売っている産地問屋あるいは部分的なものをつくっている下請、そういうものがありますので、これらのものをどの辺まで含んでいるのかということについて御説明をいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 最初に第二条の第二項の第二号

でございますが、特定地域に集中しているのはどういう基準でやるのかということでございます。

これは、まず一つは事業者の数で見たというふうな考え方をいたします。大体五十ぐらいある、あるいは全国比で一個ぐらいというふうな、事業者の数で見てもいい。それからもう一つは、生産額とか取引高、これは必ずしも生産高に限らずに、取引高というのを見るわけでございますが、これが一定の基準以下、たとえば十億円ぐらいというふうなことも一つ考えておるわけでございます。あるいは全国比で一個というふうなことがござい

ます。こういうふうなおおむねの基準を見まして、いずれかに該当しておればいいということでございます。その中で見ていくということでございます。

それから第二項の第三号の政令で定める事態ということでございますが、これはいまの御質問にございまして、事態を政令で決めるということ、業種を決めるわけではございません。それで、基本的には「輸出が円相場の高騰により減少すること」というのはまさに例示でございます。で、政令の場合には、まず第一の輸出減少というのを一つ政令で決めることになりましたが、現在とりあえず決めようと思つておりますのは、円高によつて競争関係にある物の輸入がふえてくるということ、輸入がふえて国内の業種の物の出荷が減ってくる、つまり輸入影響というものを決めたというふうに考えております。

その他いろいろ事態が考えられておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、現在では中小企業にとつて円高による輸出、輸入両面での影響というのが一番厳しいものでございまして、とりあえずこの二つを指定をしていきたいと思ひますけれども、今後経済の状態に応じていろいろな状態が出てまいらると思ひますので、これは追加指定を五十五年以降考慮していくということを考えておまして、その内容といたしましては、ここにございまして、その内容といたしましては十変化ということであれば、指定要件としては十

それからその次は第三条の関連業種でございますが、これは相当広くわれわれは考えたいと思っております。この業種を、たとえば自転車なら自転車というものを考えますと、その部分とか原材料の製造業というものまで入れたいということとでございます。製造に関連したいろいろな関連業種、部品をつくる、原材料をつくるというふうなものも入れるということでございますし、今度は物を売る場合の関連事業ということで、たとえば問屋さんと流通業者も加えるというふうなことも考えております。したがって、産地の中小企業の振興に役立つ範囲で極力広く関連業種は解釈して実施していきたいと考えております。

○上坂委員 私に住んでいるところは魚がたぐさんとれる。したがって、魚の加工業が非常に多い。これは産地を形成している。ところが、最近は大企業の進出でここが非常に圧迫をされる傾向と、スパーなどの進出で、今度はこれ売る魚屋さんなどが非常に困っているというところから、大企業進出、スパーなどの進出というの

が非常に大きな影響を持つわけなんです。そういう点で、この前も質問をいたしまして、大店舗法改正問題等に絡んで、五百平米までスーパーからのスーパードアが下がることのできるけれども、それ以下のことについては規制ができない。そこで、各自自治体が必要なりあるいは条例なりで規制をする方向にきている。ところが、最近の指導の傾向は、これになるべく外しなさいという形に進めているように見えるわけです。私は、これはやってはいけないと思うのです。法律で決まっているからその法律の範囲内で全部やらせるので、五百平米以下は野放しにしろという形ではなくて、各地域地域に条例が設けられたり指導要綱が設けられたりするということは、その地域の特徴、条件があってそういうものが決められているわけでありますから、これについてはなくすような指導は一切やらないということにしてみらわな

ければならないと思うのです。この件について一
言だけ長官の考え方を聞きたいと思うのです。

○左近政府委員　いま御指摘のありました問題につきましては、実は大店法の運用問題でございます。

す。これはわれわれも非常に深くかかわっております。これはいろいろ内部でも議論をしておりますが、一応所管が産業政策局でございますので、私が確定的な御答弁を申し上げることはちょっと差し控えていただきたいと思いますのでございますが、大企業によりまして中小小売店が影響を受けるいまのような例につきましては、実は商調法で都道府県知事に申し出ていただきまして、それをあつせんをするといいますが、仲介をするといひますか、紛争処理をする制度がございます。しなますか、いまして、われわれといたしましてはそれを活用していただくというふうなことが望ましいのじゃないかと思っておりますが、大店舗の方の各例の問題につきましては、われわれとしては現在大店法の施行の条件に従って実施していきたいというように考えておりますので、それ以上のごことはちょっと私の方の答弁としては御遠慮させていただきますかと思ひます。

○上坂委員　時間が来ましたから質問をやめますが、私は中小企業庁の長官が答えようと産政局局長が答えようと一向差し支えないので、いわゆる士平内閣、政府を代表していると思っているから、そういう意味で質問しているので、あなたが答えられるなければ、いまの点については大臣に答えていただきたいと思うのです。

大臣 いま言ったように、せっかくこういう幸地の振興法をつくつても、そういうものが有効に働かないような状況が大企業なり大型店舗の進出によって出てきているということについてお考えをいただいて、これについては各地域を指導する場合に、持っている条例を廃止したり指導要綱を廃止するような方向に指導をされないということを、ひとつ大臣から言明をしていただきたいと思う。

○江崎國務大臣　御指摘の点はやはり非常に重要

な問題でございます。その実情に応じて適切な対処をすることは必要であると思います。ケース・バイ・ケースで十分判断をいたしたいと考えます。

○上坂委員 質問を終わります。

○山下(徳)委員長代理 飯田忠雄君
○飯田(委員) 中小企業の合理化あるいは近代化の必要が言われておりますが、その方法とかその完成像をどのようにとらえておいでになるかという点についてお尋ねをいたしたいと思います。

これは一つの例ですが、産地産業の現状は零細企業の工業、一企業当たり五人か六人程度の従業員の工場が、市街地の居住区に散在しておるというのが現状であるようであります。そのために、音響とかじんあい等の公害問題が発生をいたしております。たとえば、三本市の業界の人たちが申しておるのですが、こういう状態を救うためには、零細企業のための工業団地とかあるいは流通部門を担当する卸商のための団地を造成して、合理化、近代化をする核づくりをしていただきたいと思います、こういうことを言っております。こういうような問題を中心はらんで、これだけじゃありませんが、将来における完成像というものはどういうふうにお考えでございましょうか。大臣の御見解を承りたいと思います。

○左近政府委員 中小企業の中で、零細企業で市街地の中に、いわば住工混在という形で存在しているという点で、公害問題等でいろいろな問題を起こしているという点は御指摘のとおりでございます。

ますがわれわれといたしましては、中小企業
の近代化というのは、そういう企業を団地とい
うなものに移しまして、そこで集合的な工場
地をつくり、集合的な建物の中に一緒にな
るとか、あるいは場合によっては個々の工場
を団地の中につくるとか、いろいろな形によ
りまして実施する、あるいは流通業、卸売業
についても団地をつくるというような共同
的な事業を推進しております、これは中小
企業高度化資金融資制度といふのがござ
いますし、中小企業振興事業団が低利の

金で、たとえば二・七％という低利の金でそういう資金を貸し出すという制度もございます。そういうことでございますので、こういうものを活用しながら、中小企業の現在の御指摘のような事態を改善していくということを進めていきたいというふうに考えております。

うふうに考えております。

○**飯田委員** 政府の方の御計画がどの程度の、いつまでにやるということであるのか、いまの御答弁でははっきりしないのですが、もし計画があるようでしたら、簡単でもいいですが、お話をいただきたいと思います。

○左近政府委員　これは各地の中小企業の方々が組合をつくって、団地をつくるというお申し出に従ってやるわけでございますので、現在のところは中小企業振興事業団に資金を用意しておきまして、それに応じてやっていくことでございます。制度の内容といたしましては、工場、店舗の集団化事業ということ、これは、つまり一つの団地の中へ幾つかの工場を集めるというような事業でございます。それから工場の共同化、これは一つの工場の中に何社が入りまして、そこで生産を続ける、これは比較的零細な企業に対する対策でございます。それから工場共同利用事業というもの、これも小規模企業のために工場をあらかじめつくりまして、そこに小規模事業を入れるというような制度、そういうふうなものを幾つも準備しておりますので、こういうもので地元の御要望に応じて逐次実施をしていきたいというのが現在の考え方でございます。

○飯田委員　大臣の御都合がございましたようですので、少し別の問題に入りますが、人材育成の問題についてお伺いをいたしたいと思えます。

つまり後継者づくりをどうするかという問題ですが、今日徒弟制度が崩壊をいたしましたために、後継者づくりが非常に困難となっておりますというのが現状でございます。研修機関が必要なんですから、そのためにはどういう形で研修機関をつくるかということが問題であらうと思えます。これは三木の金物組合の人の提案でございます。

したが、共同作業場をつくったかどうか、そういう声もございました。また、これは加古川のくつ下組合の提案でございましたが、技術者の養成機関として産地またはその付近に工業高校とかあるいは技術員養成所をつくりまして、そこに産地産業科を設けて技術員の養成をしていただきたい、こういう声もございました。このような人材育成の方法につきましてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○左近政府委員 御指摘のとおり、今後の産地産業を振興するためには、やはり人材育成ということが非常に大きな要素になるかと思えます。したがって、従来とも事業協同組合等が共同施設として研修施設、教育施設をつくる場合には、先ほど申しました高度化資金、要するに中小企業振興事業団の融資制度がございますけれども、さらに産地法に基づきまして振興計画の承認を受けて実施する事業については、その資金の融資の金利を無利子にするというような優遇をすることによりまして、さらに産地法によって促進をするということをお考えしております。

それから技術者の養成につきましては、やはり都道府県の試験研究機関がいろいろ近隣の中小企業の技術者の養成を進めておるわけでございますけれども、さらに五十四年度におきましては、地場産業の技術者の高度な技術が最近必要になってまいりますので、したがって、周辺の中小企業の大学卒業程度の技術者の養成を試験研究機関ですということも創設をいたしまして、これに対する助成も考えております。したがって、これからの政策の内容として、人材づくりというのは相当大きな要素になってきておりますので、われわれといたしましては研修事業とか、あるいは先ほどお話がありました共同作業場も非常に結構だと思いますが、そういうものを産地法の施行段階におきまして助成をいたしましてどんどん充実していきたいというふうに考えております。

なお、工業高校に関しましては文部省の方が見

えておりますので、そちらの方からお答えをいたしたいと思えます。

○飯田委員 文部省の方、ちょっと御都合が悪いようですので、この問題は後ほどにいたしまして、次の問題に移ります。

いろいろの問題があるのですが、現在小野のそろばんというのがございます。これは原材料が非常に高騰をして困っておるわけですが、その原材料が上ったのは、従来は原木で輸入しておりましたのが、輸入先のインドネシアがこれを製材しなければ輸出しない、こういうふうになったということ、そのために輸入品が高くなった、こういうことを聞いております。こういう問題について政府の方では何らかの原木で輸入できるような方法などについて御措置願うようなことはできないでしょうか、お尋ねをいたします。

○栗原政府委員 ただいまお話がございましたように、そろばんの原材料はすべて輸入でございまして、インドネシア産のしまコクタンという材料あるいはアフリカ産のコクタン、いずれかを使うということをやっておるわけでございまして、現在のとこるインドネシアでは、政府の方針によりましてこれを輸出禁止品目ということで、丸太の輸出を禁止するという措置がとられて、それに従いまして価格の高騰が見られるということに相なっております。これはインドネシア政府の主権の問題でもございまして、またLDCという国でもございまして、なかなかこの方針の撤回を求めるということは困難であろうというふうに思っています。ただ、しかしながらアフリカ産のコクタンの方は依然丸太輸入ということも引き続き行われておりますので、この方はそれほど価格もインドネシア産の物に比べて高騰しておるわけではございませんので、私どもといたしましては、できればそういった原材料の転換といったようなことも考えていただきまして、アフリカ産のコクタンを使用しただけということも一つの方法ではなかろうか、かように考えておる次第でございます。

○飯田委員 中小企業の振興という問題に関連しまして、たとえば小野のそろばんのごときは、そろばんが売れるような対策を講じてやる必要が要ではないかと思われま。

そこで、いろいろの人が申ししますには、そろばんというのは、これは人間の頭を訓練するのに非常にいいのだから、人間の教養とか数理解能力を強化するというのが目的のために、初等教育の正課に取り入れたらどうか、こういう議論がなされております。この点につきまして政府ではどのようにお考えでしょうか。

○中島説明員 お答え申し上げます。

そろばんを小学校教育で教えるということについてでございますが、これは従来から小学校教育では指導をいたしてきております。現在の学習指導要領によりますと、第三学年でそろばんの使い方を習いまして、それで簡単な加法、減法というものを書く。三年、四年の段階でそろばんを習うことになっておまして、乗法、除法につきましては四年生以降において必要に応じてこれを指導する、こういうことになっておるわけでござい

ます。

なお、文部省では、学習指導要領を現在新しいものに変えることになっておまして、小学校につきましては昭和五十五年度から新しい学習指導要領に移行するわけでございますが、この中におきまして、そろばんの指導につきましては従来とはば同様の取り扱いをする、こういうことになっておるわけでございます。

○飯田委員 次はくつ下業界の問題についてお尋ねいたしますが、現在くつ下業界では韓国からの輸入問題が問題になっております。関税の引き下げを中止してもらいたいという要望があるのでござい。たとえば外国との協定は一五%でありますのに、それを一二%まで下げてしまっている。なぜこのように特に低くしてしまっているのか、その点の問題があるようにござい。これにつきましての政府の御見解、御対策をお尋ねいたします。

○栗原政府委員 関税の引き下げ交渉が先般MTNで決着をいたしたことは御承知のとおりでございますが、私どもといたしましては、繊維製品は、特に繊維が構造的に不況業種であるということ、繊維製品のうちで輸入によって影響を大きく受けるような品目につきましては、関税を引き下げないという方針で交渉をいたしてまいっております。

結論をいたしまして、くつ下につきましては関税を据え置くということで対処をいたすことになっております。現在綿、毛、合繊等によって関税の率は異なりますけれども、たとえば合繊のものは一〇%というふうな関税でございまして、引き下げというふうな事態ではございませんので、御了承いただきたいと存じます。

○飯田委員 次に産地中小企業対策といたしまして、産地業種とか地域の指定をなされるわけでござい。その基準をどのように決めるかという問題についてお尋ねをいたします。

特定業種の認定要件としまして、法案第二条第二項第三号に、「その他の経済事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるもの」、こういうふうな書き方をいたしておりますが、この具体的内容がどうも明確でござい。まず、このお尋ねするわけで、政令の内容、先ほど質問があったと思いますが、これは具体的にどのような内容のものか、お尋ねをいたします。

○左近政府委員 現在政令で指定しようと考えております内容は、一つはその業種に属します事業の製品の輸出が、円相場の高騰によって非常に減少してきたというふうなことが一つでござい。それから第二は、やはり原因は円相場の高騰でござい。円相場の高騰によりまして競争の製品の輸入がふえた結果、その業種に属する事業の製品の需要が減ったという場合でござい。要するに輸出の減少ないしは輸入の増加というこの二つを政令で指定しようというふうに考えております。

なお先ほど申しましたように、現在考えておるのはこの二点でございますが、将来につきましては経済事情の変化というものを考えながらいろいろ検討してまいりたいということで、来年度以降は、また必要がある場合には適宜追加をしていくということを考えておるわけでございます。

○飯田委員 それでは、たとえば次のものについてはどうにお考えでしょうか、お尋ねいたしますが、大島つむぎというのがございます。大島つむぎは指定なさるのかどうか。あるいは小野のそばん、これも日本では有名なものです。それから三木の金物、こういうものもございすね。それから西脇市を中心としたところの綿、スフ織物、これは指定されるのかどうか。あるいは加古川市を中心としたところ。それから小野市はさみとかあるいは明石市のマッパ製造、こういうようなものがございます。もちろんマッパは明石だけではないと思います。姫路にもございす、こういうようなものについてはこれに該当することになるでしょうか、ならないでしょうか。

○左近政府委員 この具体的な産地の指定につきましては、法律を制定していただきました後で、都道府県がいろいろ実態を調査をいたしまして、そこで都道府県の考え方を十分考慮に入れて決定をいたしたいというふうに考えております。したがって、いまの御列挙になりましたことについて、個々の事柄についてももう少し詳しく調査をしてみたいと最終的な結論は出せないと思っておりますけれども、われわれの基本的な態度は、先ほど申しましたように、現地の実情に応じて対策の必要なものはなるべくこの中に入れていくというところで考えておりますので、現地の都道府県当局とよく相談しながら判定をしてみたいというところでございます。

○飯田委員 この問題につきましては関連をした質問ですが、産地業種を指定する場合のとりえ方の問題でございます。たとえば三木の金物という、そういう言葉でとらえた場合には、産業分類上非常な障害が多いように思われるわけであります。

三木の金物といいますが、のみやかなのような利器だとかあるいはのこぎりだとか、包丁、ナイフといったような刃物、こういうようなもの、いろいろあります。これを一本の振興対策でやっていくのが可能であるかどうか、非常に疑問があるわけでありす。この点につきましては政府の御見解を承りたいわけですが、現地の声は、対策は大枠の実施を希望する、こういうことを言っております。細かく一々決められるとやりにくい、こういう意見でございますが、これにつきまして政府はどういうふうにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○左近政府委員 この業種を指定する範囲でございますが、通常は日本標準産業分類の四けた分類に従って決めようというふうに現在考えておりますけれども、御指摘のような金物というようになるとなると、実は四けた分類以下に、もう少し細かい分類がたくさんございまして、しかもそれぞれ特殊性があるということも御指摘のとおりだと思ひます。そこでわれわれ考えておりますのは、産地を余りたくさん個別指定をするのも実際上むずかしいものでございすので、この指定は一括しておき、そして振興計画をつくる段階で、それぞれ業種に応じた振興計画の内容にしていこうということにしてはどうであらうかということとを考えておりますが、いずれこれはよく県と相談してやりたいと思っております。

ただ、この際申し上げたいのは、今度の振興計画というものは、むしろ産地の自主性に依拠してやっていくというところで、その意味で産地がみずからつくり、しかも認定も都道府県知事が認定をするというところでございまして、中央が何か一律的な基準を押しつけるという気持ちは絶対ございませんで、産地の事情に応じていろいろ計画を工夫してつくっていただく、そしてそれがりっぱなものであれば府県も認定をするということに相ならうかと思ひますので、そういう産地の自主性において制定をしていただき、またその自主性に依拠した計画をつくっていくというのがこの法律の主眼

であるということでございます。

○飯田委員 最後に一つお尋ねいたしますが、産地組合、これをどのような形でつくっていくかという問題ですが、たとえば三木の金物だとか小野のそばんというところとらえて産地組合をつくる場合に、生産者と販売者とが別々になってしまふのではないかと心配がございす。一つの企業といたしましては、たとえば会社ですと生産部門と販売部門が一つにまとまっておりますが、中小企業の場合は生産部門と販売部門は別々の者が経営をしている。これを統一して組合とすることができるのかどうか、あるいは別々でやっていくのかどうか、これは重大な問題であらうと思ひます。また、同じ生産の部門にいたしましても、のこぎりを目立てではやはり業種が違ふわけでございますが、目立てというのとは一体金物の中に入るのかどうか、これも一つの疑問であらうと思ひますし、それから手で握る柄の部分、これは木造の部分でございますが、これは金物ではないということになってしまふので、こういうような点について、一体どこまで含んでどのような形でとらえておられるのかということが問題になるであらうと思ひます。これは小野の人が言うておったのですが、生産部門と流通部門を一本にまとめて産地業の発展振興を図るような振興計画を樹立していただけないか、こういうことも言っております。

今度の法案を見ますと、この問題についてどうも明らかでないようであります。非常にばやけておるわけですが、生産部門と流通部門は一体一緒にするのか、あるいは一つの組合をつくるにしても内容は一体どの範囲まで、たとえば金物の範疇に含まれないようなものまで金物に含めしてしまうというのはいくつもの範囲でございす。こういう問題について政府の御見解を承りたいと思ひます。

は、われわれも痛感をしておるところでございます。形をいまして通常考えておりますのは、製造業を中心とした組合を中核にしてやっていきたいというように考えておまして、業種の指定は製造業を指定する。しかしながら、この法律にもありますように、振興計画のときにはいわゆる関連事業者というものと一緒に振興計画をつくる。そして振興計画をつくりますれば、関連事業者もこの法律の恩恵は中心になっております製造業者と同じ恩恵を受けられる、こういう制度にしておるわけでございます。したがって、通常の場合は製造業を指定いたしまして、その製品を販売する販売業者は関連事業者として一緒に振興計画をつくる、そして一緒に恩恵を受けるということになるかと思ひますが、これもそれだけではないというように考えておるわけではございませんで、組合が一緒に組合をつくってやるという場合でも、それは弾力的にやりたいということとでございますが、結果として製造業も流通業の方も同じように計画に参加をし、そして同じような恩恵を受けられるということにしたいというように考えております。

それからまた、事業の範囲の中で、たとえばのこぎりを目立てというものがどうなるかというような問題もございす、たとえばのこぎりを生産しておきます金物業の振興を図るためには、目立ても入れる必要があるということとでございます。それらも十分含めてやりたい。柄の部分の問題も同じように考えております。したがって、業種の範囲は実情に応じて弾力的に考えていきたいと思っております。

いづれにいたしましても、そういう点はやはり都道府県が一番実態を把握しておりますので、われわれといたしましては十分都道府県の意見を聞き、その意見を尊重して指定をしていきたいというように考えております。

○飯田委員 終わります。

○山下(徳)委員長代理 本会議散会後委員会を再

開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時五十六分休憩

午後二時十六分開議

○野中委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田口一男君。

○田口委員 この産地中小企業対策臨時措置法の中で、先ほどから同僚議員の質疑がありましたが、やはり何と言いましてもこの第一条、第二条関係、この辺についてやはり多少情勢が変わってきておるのですから、もう少し円高云々というのを前提にした表現を改めるべきではないのか、そういう気をますます強くするわけでございます。

たとえば、左近長官が、日経産業新聞だったと思うのですが、こういう言い方をしておるわけですね。各産地で円高を前提にした新商品、新技術の開発意欲が徐々に盛りに上りを見せてきておるから、それに対して政策的な誘導をやっているかなければならぬのだ。私は、その発言の限りにおいては間違いないと思うのです。しかし、円安が定着したかどうか、これはもうしばらく見ないと状況はわからないと思うのですけれども、円高を前提にしただけでは産地中小企業の抱えておるような問題について対応していけないのじゃないか。

たとえば、私の属しておる三重県の万古焼というの、左近長官も御存じだと思ふのですけれども、先月、四月になってこういう状況が出てきておるわけですね。たとえば円安の中で運賃が四〇％、油が一五％、包装資材、特にこれは石油化学製品の関係でありますけれども約二〇％、ガス、プタン関係ですが約三〇％それぞれ値上りをしておる。しかも、それに便乗したということじゃないのでしょけれども、原材料の石こうであるとか粘土であるとか、こういったものについても相当値上がりを見せておる。こういった状況

は単に万古焼といったような陶磁器に限らずに、他の産地企業についても同じようなことが言えるのではないのか。したがって、ここからいうてありますような円高ということが一つの例示というところのお答えがございましたけれども、もう少しその辺のところを、急激な経済の変動といった意味のところをウエートを置いた目的にすべきではないのか、こう思うのでありますけれども、それについて再度お尋ねをいたします。

○左近政府委員 この「目的」等でございます経済事情の著しい変化というのに対しては、その一つの例示といたしまして円相場の高騰というものが掲げられております。これは、やはり過去二、三年の間に中小企業がこうなりましたいろいろな厳しい事情がございまして、その一番大きな原因がやはり円高にあったということから、例示として出したわけでございます。実際問題といたしまして、確かに最近の時点で最も円が高かったのが昨年の十月の末でございます。百七十六円というふうなものが出ておりました。そのときは、実は一昨年の六月に比べて大体五七％ぐらゐの上昇率という計算になったわけでございまして、その後、御案内のとおり円は円安に転じまして、現在二百四十円から二百二十円という姿になっておりました。たとえば五月の二十四日の中心レートは二百十九円五十銭でございますが、これは一昨年の六月一日のレートに比しますと二六・三％アップということになっておるわけでござい

ます。したがって、確かに極端な円高は、若干円安という状態で、なくなりまして、やはり一昨年に比べて現在の状態は申しましたように二六％ぐらゐの円高という形勢になっておりました。やはり為替相場が二年の間に二六％も上がるというのは相当異常な事態でございます。したがって、いまの状態もやはり円高の影響が企業に対して対応を迫っておるという事実は変わらないというふうにわれわれは考えておるわけでございます。ただ、この円高の過程で、企業は一生懸命に対応努力をいたしましたから、現在の

事態は相当な対応努力をした上で、若干円が下降したので一服状態でございます。しかし、これで安心をしていられないわけでございます。したがって、経済事情の変動に応じていまのうちに体質を改善していくというのが本法の目的でございます。したがって、円高というものが大きな要因になっておりますけれども、われわれといたしましてはそういういろいろな変動要素に対応できる体質をいま固めておくということでございます。

御指摘の万古焼の事情につきましては、私も過去において三重県に奉職しておりましたので、事情もよく存じております。そしてまた最近の事情、運賃、原材料の上昇、そういうものも相当大きいということもございまして、もちろん円高だけではないというところは言えると思ひますが、こういう点で現在の法律の目的自身はこの形で、現在の事態では何とか十分この法律の目的として変わらぬものではないかというふうにわれわれは考えておるというのが現状でございます。

○田口委員 私はいまの長官のお答えで、第一条に言っておりますように、円相場の高騰、これは一つの例示であって、その他の経済事情の著しい変化に対応云々とするのでありますけれども、やはりこれが成立した後、時限立法でありますから、いまのところ原案では七年、七年先のことはいまこ

こで定かにはできないにしても、やはり第一条のこの文言からいくと、円高そのものに相当のウエートがかかる。そのことが原因になって産地中小企業がいろいろ困難な状態に直面をする。そのものに対して指定をしながらやっていくのだ、こうとられやうだと思うのです。いまの長官のお答えは、七年先まで見通すということとはちよつと無理ですけれども、そうやっていくと、さっき私が万古陶磁器の例をちよつと挙げましたけれども、円安ということにはなっていないけれども、OPECの関係で原油が上がってくる、これはもう円高、円安に関係がない。そのことによってすでにさっきも例に挙げましたように、一五％も上

がったわけですね。具体的にはトン二万六、七千円であつたものが、もう四万円になっておるというわけですね。これはちよつと高いじゃないかと思うのですけれども、現実にはそうなつておる。そういったところは円高の関わりがない。確かに円高の関係で困つておるのは輸出関連が主でありますから、そこで救われるかもしれないけれども、第一条の目的の限りでは、円高ということではちよつと範囲が狭くなるのじゃないか。そういう意味合いから、私はいま長官のお答えを、円高ばかりは言っていないのだということであるならば、やはり経済、内外情勢の急激な変化といひますが、そういうところからウエートをかけた産地中小企業対策ということにすべきではないのか、こういうふうに思ふわけでございます。重ねてなんでありますけれども、もう一遍長官のお考えを伺いたしたいと思います。

○左近政府委員 先ほど申しましたように、この法律は必ずしも円高だけを対象にしておるわけではございませんし、御指摘のように将来の変動に備えてこの指定要件を政令で決めることになっておりました。必要な事態が起これば政令で、円高というものとらわれることなく、必要な、つまり重大な経済事情の変化というものは取り入れていこうというふうな態度をとっておるわけでございます。基本的な態度はそうでございますが、現在の事態を考へてみますと、先ほどのように、やはり一昨年ぐらゐから比べますと、現在でも円高の事情でございます。

それからもう一つ、先ほど申しましたが、実は円高の事態に対応するために円高対策法を制定していただきました。円高緊急融資を実行いたしました。これが一昨年の十月以来ことしの四月までで大体中小企業金融三機関の貸付額が四千億に上つております。この資金はどういうものかと申しますと、実は六年間のつなぎの運転資金でございます。したがって、実は輸出が伸びなくて企業の経営が非常に困つたというのを六年間先へ問題を延ばした、つなぎをしただけでございま

す。したがって、過去の円高つまり一昨年来の円高の傷跡が中小企業にまだ残っており、わけがございまして、ただそれがつなぎ融資でいわば飯の手当てをしておられるだけでございまして、したがって、今後の産地対策は、やはりその飯の手当てをしたものを、本当の意味において強い状態に立ち変わっていくことをしなければいけないということとございまして、現在円が若干安くなっておりますが、やはり過去の円高の痛みが相当産地に残っており、これは言えると思ひます。したがって、例示として挙げることはやはり一番適当じゃないかと思ひます。ただ、繰り返して申し上げるように、私の方は今後の運用も円高だけにしほっていくというようないたいと思ひます。

○田口委員　じゃ、運用その他についていまのお答えのとおりやっていたかと思ひます。
次に、イロハのような話ですけれども、産地企業、ここで言う産地中小企業というものの定義です。法案の第一条、第二条、特に第二条第二項の、一、二、三号に書いてあるのですけれども、今日政府がとってまいりましたこの種の中小企業対策、あえて中小企業にとどまりませんけれども、定義から見た場合に、二通りあると思ひます。たとえば昭和四十二年の中小企業白書で明確に規定をしておりますように、「古くから一定地域に集まつて、同一の立地条件で同じ種類の製品を生産し、伝統的な地場産業として発達してきた。こうした産地企業は、中小企業の代表的な存立形態のひとつとなつてゐる。」ここに言っておられるようないわゆる中小製造業の集積形態として、産地企業と一言えらうと思ひます。それから去年、構造不況産業の一つの立法としてにわかに脚光を浴びてまいりましたいわゆる企業城下町、この企業城下町における下請企業集団、この二つが中小企業の集団の代表的な形ではないかと思ひます。そうなるまいりますと、今回審議をしております産地中小企業対策臨時措置法というものは、この二

つの形態を問わず対象にするのか、それとも四十二年の中小企業白書が言っておりますような伝統的な前者の行き方ですね、そういったものを対象にするのか、このところをひとつ。

○左近政府委員　一般的に産地の定義はいろいろございまして、中小企業白書に述べておられるもの一つは定義でございまして、この法律でどういふものを産地として入れようかというところは、いまお話しをございまして二条の第二項に指定要件が出ておりますが、そのうちで一号、二号というのが産地の定義みたいなものでございまして、一つはやはり業種がいわば中小企業性業種でなければいけない。大体全生産額に占める中小企業の生産額が半分くらいはないと中小企業性業種と言えないと思ひますが、そういう業種であるというところが一点でございまして、もう一つは、やはりある特定の地域に企業が集中していること、これは数においてもあるいは生産高等においても集中していることというふうな要件を考へておるわけでございます。したがって、この集中の要因が歴史的な伝統的な要因によって集中しておるか、あるいはいま申しましたように大企業の下請集団として集中しておるか、あるいはまた別の特殊な何か要件がございまして、機械の産地が三十年くらいの間はその地域に集まつてきたか、いろいろな要件はあるかと思ひますが、そういう成立の要件を問はず、現に中小企業が集中しておれば取り上げるというのが本法の立場でございまして、中小企業白書が勉強のためにとらえました定義よりはもう少し広いという形でわれわれは考へておるわけでございます。

○田口委員　そうしますと、なぜ私はつかめられなく中小企業白書が言っている産地企業であるとか、それから企業城下町と言われている下請の企業集団、どちらを対象にするかわかり切ったことを尋ねましたのは、こういう心配をちよいちい私も聞かされるわけです。もしこれでこの産地法が通り、そうしてその指定を受ける。その場合に、午前中の質問もちょっと触れておつたよう

でありましたけれども、現行の制度の中の、たとえば事業転換法ですね、これと競合するの、それにかぶせていくのか、そういった例で、先般成立いたしました繊維工業構造改善臨時措置法、こういったものもあるわけですね。それから昨年立法されたものもあるわけですね。それらから昨年立法されたものといふゆる不況対策立法、網の目のようにならなければいけません、これがあからこれはだめなんだというふうな心配があるわけですね。そういう点はどうなんですか。

○左近政府委員　いま御指摘のように、緊急対策法としても円高対策法、特定不況地域対策法というのがございまして、それから構造改善という意味において繊維の法律もございまして、あるいはまた、ちょっと違う目的での伝統工芸の保護法、伝産法もございまして、こういういろいろな法律がございまして、その中にあって、この産地法との適用関係はどうだという御質問だということに思ひますが、われわれといたしましては、原則として重複適用していいというふうな考へておるわけでございます。この産地の事情に応じていろいろいろいろな法律の助成条件をそれぞれ十分活用したいだけではないというふうな考へております。ことに事業転換につきましては、産地の振興について非常に大きな役割を果たすというふうな考へております。そこで、産地内で企業が事業転換する場合に、単に重複適用するというだけではなくて、両方、つまり産地法と事業転換法の両方の適用を受ける人は、助成条件をより有利にしてあげようということで、金融の金利などはより有利なものを準備するということに考へております。したがって、総括して申し上げますと、重複適用はもちろんやりますし、案件によっては重複したゆえにより有利になるような配慮も考へておるというのが、この法律の運用の考へ方でございます。

○田口委員　では次に、いままでのいろいろな報道を見ますと、この臨時措置法が成立すれば、この七月ごろから作業を始めて、五十四年度に大体九十産地くらい指定するという話が耳に入つてお

るわけでございますけれども、その基準というのはこの法律が基準になるのでしようけれども、委員会の調査室からいただきました資料を見まして三百幾つの産地があるわけですね。そうなるまいりますと、これは九十ぐらい指定をして、漸次ここに挙げてあるような三百幾つの産地について全部網をかぶせていく、こういう考へなのか、このうちでこれはまあ必要はないだろう、こういうことになるのか、そのところをひとつ。

○左近政府委員　産地の指定は、いま御指摘のとおり本年度は予算上九十という目安で考へておりますが、われわれの考へ方は、要件さえ整えば今後逐次その産地をふやしていきたいということを考へております。
その場合に、法律上の要件といたしましては、やはり先ほど申し上げましたように、経済上の理由でその地域の中小企業が困つておる、あるいは困るおそれがあるというふうな事情が必要でございまして、現在陸々として非常に発展をしておるというふうなものについては指定はできないわけでございますが、そういう客観的な条件のほかには、地域自身の自発性、自発的な計画を生かして助成をするなどというのが本法の趣旨でございまして、地域が積極的にやる気を出していただいて計画をつくつていただかなければいけません。したがって、そういう準備が整つたところを指定するという段取りになります。したがって、本年九十というものを考へましたのも、実際に適用すべき産地というものはもっとたくさんあるわけでございますが、やはりその地域の中で相談をして企業の方々の意見を合さなければいけない、あるいは都道府県も準備をしなければいけない、ということがございまして、準備が整つて、ことし計画をつくつて発足できるところが九十ばかりだろうという推算をしたわけでございます。したがって、当面は先ほどの客観的な基準が必要でございまして、その客観的な基準を満たすものであれば、準備が整い次第ほとんど指定をしていきたいということで、われわれこの法律が施行

になりますれば九十を指定するとともに、いろいろ調査をいたしまして、来年度はそういう準備の整いそうなものは十分指定ができるように、極力この指定の枠を広げていきたいというように考えておるわけでございます。

○田口委員　そこで、指定の条件、要件が整い次第ひとつ産地として指定をしていく、そういう考えでやっていたのだきたいのですけれども、問題は本法の有効期間ですね。七年と言っておりまうけれども、一つ気にさわることを言いますけれども、

も、先般成立をいたしました繊維工業構造改善特別措置法、この経験から言いますと、第一次が昭和四十二年だったと思うのですけれども、それから延長延長して十三年ですよ。十三年たつてなにかつ、繊維にとって酷な言い方ですが、まだまだ法の意図するような状態になっていない。したがいまして、下手をすると、繊維の法律は五年間延長いたしましたけれども、五年たった晩、また発展途上国の追い上げであるとか何であるとか

といったような条件がより深刻になって、もう一遍延長しなければならぬのじゃないかというふうな声も、これはちまたにあるわけであります。だからというわけじゃありませんけれども、私は、この産地中小企業対策として七年間ということを置いたのは、先ほど冒頭に長官のお答えがありましたように、こういった円高を契機として、この機会に、多少一服の状態はあるけれども、足腰を強くして競争力をつけるようにこちら側が援助をしてやるのだという考えに立つなら

ば、ちっと七年では中途半端じゃないかという気がするのですね。長ければいいというものではないのですよ。やや中長期の見通しということとは必要でありますから、私は繊維の構造改善臨時措置法が腰だめ式に、五年また五年といつて今日十三年目を迎えたのだとは言いたくありませんけれども、この際、中長期の展望を持つならば、七年という中途半端な有効期間ではなくて、あえて本法成立から十年をもつて一区切りとする、その間にひとつ政策的に誘導なり何なりをやつてそこで

見直していく、こういったことの方が受ける産地の側にとっても、またその産地を抱える都道府県としても腰がすわるんじゃないかという気がいたしますし、またそういった意見もあるわけでございます。まあ七年と十年、五十歩百歩じゃないかと言うかもしれませんが、やっぱり法を施行する構えとしても中長期十年、こういったことの方が必要ではないのか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○左近政府委員 この法律の期間を七年にいたしました理由でございますが、やはり指定をするのは、急ぎまでも先ほどのように初年度だけでは済まないということでございますので、法律の指定を二年ぐらいで進めたいということでございます。そういうしまして、各計画をつくった後五年ぐらいで計画を完成する、もう少し早く進めばそれは結構でございますが、五年ぐらいのゆとりを見たい、こういうことで七年にしたわけでございます。

結局そういうことで中長期的な対策でございますので、若干の期間が要るわけでございますが、また一方考えますと、経済事情というのは刻々変化をしております。したがって、いろんな経済事情にもたえ得るというふうに体質を改善するのは余り猶予は許されないという観点もございます。したがって、この指定期間を二年ぐらいにして、それから実施を五年間でやっていくというあたりが一番妥当ではないかということで七年にしたわけでございます。

○田口委員　七年では短いから、中長期で十年でやったらどうか、その根拠はいろいろな見方、言い方があると思うのですが、私が先ほど申し上げたように腰を据えてひとつやっていこう、こういう意欲、まあ短いうちに駆け込んでやろうという逆の言い方もあると思うのですけれども、やはり意気込みとしては、府県の指導としてもそれを受ける産地の組合としても十年ぐらい、これが私の申し上げたい期間延長の理由です。それから、今度は逆な言い方なんですけれど

も、さき言いました約三百二十ある、それを單純に算術計算をして、準備の整い次第などんどん指定をしていくというけれども、事務的な関係もあってことは九十、九十をベースにするでしょう。そうすると三百二十全部しないにしろって、大体三百全部を対象にすると、一年当たり九十とすれば、全部指定するのに三年ないし四年、そういう場合に一産地が大体軌道に乗っていくには、いまの長官のお話じゃないけれども、二年準

備、幅を見て三年、そうすると三掛ける三で九
 こういう単純な計算で十年ぐらいということにな
 らぬかと思うのです。ちよつと乱暴な言い方です
 よ。一年九十カ所指定、それを全部指定をするの
 に三年かかる。ところが一産地についてまあまあ
 という状態になるまでは三年かかる。そうすると
 三、三が九、十年、私はこういう話もしておるの
 ですが、長いからいいということとは私はあ
 えて言いません。しかし、この種の産地の企業が
 今後の経済の荒波、もつともとと敵しくなるで

しょうから、それにたえていこうとするためには、
本当に腰を据えて取り組めるような期間、そして
それを見て次から次へおれもやってみようという
ふうに、いい意味で名のりを上げてくる、それを
中小企業庁が政策的に誘導していく、こういった
ことを考えてみますと、やはり五年、七年では中
途半端なことになるのではないのか。したがって
最低十年ということを私は申し上げておるわけ
であります。

くだいようでありますけれども、私は繊維工業

の臨時措置法を一つの、これは対外的な要因もあつたんでしょうけれども、いつの間にか五年が十三年になつてしまつて、十三年たつてなおかつ所期の目的が達せられない。これは他の要因もあつたと思うのですよ。そういうことが産地中小企業の場合に、いま苦い経験があるのですから、一挙にどうだ腰を据えて十年、こういう構えを見せるべきではないのか、くだいようですけれども、私はそういう考えを持っております。したがつてその辺のところをもう少し流動的に考えら

れないのかということです。

○左近政府委員 御指摘のとおり、この法の運用をじっくり腰を落ちつけてやるという意味において、七年にこだわるのではなくて十年ぐらいにしてはどうかというようなことでございますが、先ほど申し上げましたように、確かに中長期的な対策でございますから、必要な期間是要るわけでございますが、また、他面考えますと、国際情勢の変動というものは、われわれがもう予測したい

ような時代になってまいりました。それに影響を受けた国内の経済の情勢も相当変わり得ることが予測されております。したがって、この産地振興法でやっております産地振興対策自身は、やはり七年ぐらいの期間でひとつ達成をするというふうな意気込みでやっていくべきじゃないかというようにわれわれ考えております。したがって、その指定その他も極力弾力的にやりまして、迅速に処理をして、七年の期間で十分所期の効果を上げていきたいというのがわれわれの考えでございます。

ざいます。御趣旨のほどもよくわかりますけれども、われわれといたしましてはやはりこの際そういう最近の経済事情の変転の激しさから見て、ひとつ七年ぐらいで効果を上げてみたいということを考えておるわけでございます。

○田口委員 次に、いま一番の問題である雇用面と、それから産地のそれぞれの企業の経営上の問題、こういったところからひとつ問題を提起してお考えをお聞きたいのですが、まず産地中小企業対策法が雇用の安定という面から見て、私は第

八条に於つてあるだけのことで、はむしろ後ろ向きではないのか、こういう気がいたします。と同時に、今度は経営上の問題から見ますと、雇用上の安定という面から見れば、ちょっと矛盾もある。

具体的な例を二、三申し上げたいのですけれども、ことしの中小企業白書のうちで、百六十ページに、「産地中小企業の経営上の問題点」というのがございます。グラフになっておるのですけれども、そこで問題別に数字を挙げてありますけれども、人件費等経費の増加が五・四％、国内向け

で、一言にして言うならば労働条件は大変に悪い。これはアパレルの方の実態なんですけれども、産地中小企業全般を見た場合に、一方で経営上の問題として人件費が高い。ところが、高いと言われているそこで働いておる労働者は労働条件が悪い、こういう相矛盾をした状態にあるわけですね。そういう面だけをとりえると、この法案の第八条で、いまでも、他の委員会でもこの委員会でも議論をされておりますように、合理化をしなければならぬ。そこで、職を離れる者については一応の受けざらとしていろいろな、きょうの本会議でも言っておりましたけれども、離職者の対策を一応厚くしている、これだけなんです。しかし、私はもっとそれ以上に産地企業の労働対策としてやっていかなければ、せつかくこの法案が泣いてしまうのじゃないかという気がするわけです。その一つの例として、こういう報告をしておることをちょっと申し上げたいと思うのです。

まいますと、産地の中小企業自体の収益性を高めて、そして、そういう労働環境を整備し、かつ賃金も世間並みのものを払えるというふうにしていかなければならないという基本的な問題に突き当たるわけでございまして、そこがまた、この産地法の一つのねらいでございまして、産地中小企業が新製品を開発し、新技術を開発して競争力をつける、そして、その過程においてそれが労働者にも及んでいく、いい労働環境が出ていくということが一つの理想でございまして。ただし、これは一つの理想でございまして、では、すぐにこの振興計画を実施したから翌年からそういうことになるかと言いますと、これはなかなかむずかしい問題でございましてけれども、過渡的には、したがって八条のような雇用政策をやっていたございまして、そうして、ねらいとしては、そういう若年労働者も働けるような、働き場を提供できるような強い企業になっていただくということにしていきたいと思っております。

ただ、その過程で、その振興計画の中でやはりそういう配慮が十分なされておるようにわれわれは見えていかなければいけない。したがって、先ほどの御指摘にありましたように、一見繁栄しているかに見えるけれども労働条件が悪いというようなことにはならないように、われわれも十分この計画の指導等々において頭に入れてやらなければいけないというふうには考えるわけでございします。

○田口委員　そういう配慮でやっていただきたいものだとお願いいたしますが、重ねて言いますと、これは御存じだと思のですが、産地企業の特徴というものは、従来は労働力も原材料も特定の地域から調達をする、そういうことで、労働力の方は、言うならば地域の農業から供給を受ける。原料はまたそこに特有のものがある。労働集約型の産業が産地企業として多いわけですね。これは多分そうだと思うのです、私は万古の例を中心にして申し上げますけれども。そうなりますと、先ほども言いましたように、昭和三十

年代から四十年の初めにかけての高度成長の時代に、若年労働力がどんどんとコンビナートの産業なりそういうところに流れていって、そして産地企業、万古で言いますと、万古は、人事といえますか、労働者は停滯をしておる。それが今日さまたまわりになってまいりましたけれども、こういう万古なんかの仕事は、他でも産地企業はそうだと
思うのですが、きょう覚えたら、一月、二月訓練を受けたからすぐに間に合うというふうなものではないと思うのです。確かに機械化をされまして、ばたと押せばこういったものが一つできる、こういうものもありますけれども、工業組合なんかに行つて聞きますと、そういうたものは台湾であるとか韓国、そういうところからどんどん追いつけられて、馬とかなんとかの置き物は、日本の製品はもう太刀打ちできない、こう言つておるわけです。そこで、太刀打ちするためには相当高度の、芸術家はだの職人さんでなきゃ物をつくれぬ、競争ができぬ。その芸術家はだの高度な腕を持った職人さんをどんどん雇おうとすれば賃金が高くなる。そのところで工業組合なんかは相当困つておる。したがつて、そういう特有の産地を持ったところには、県立の試験所なり、それ独特の職業訓練所といったものを設けておるようでありますけれども、そういう試験所の訓練所というものに対して、この産地対策の法律が財政的な援助についてきめ細かくやつていく用意があるのか。さらに人材確保という面についてどういう考えを持ってみえるのか。それはすべて振興計画の中でやりなさい、それをこちらは認めていきましようという程度のもなのか、どうなんでしょう。

○左近政府委員　産地の中での労働の問題、労働者の技能の問題、いま万古の例を引いて御説明なり御質問がございましたが、私も万古焼は知っておりますので、御指摘は非常によくわかります。そこでわれわれ考えますのは、いまちょっとお話しになりましたように、やはり単なる量産品じゃなくて、高級品をつくっていく、そこに製品

しかし、もともと中小企業そのものも自家営業です。つまり、やはり自己努力ということが中心になりませんか、安易についておつたのではやはりぐあいが悪いと思います。ですから、こういう法律による政府側の行政的協力、またそれを受けて立つ側も大いに努力をして、国民的な要請にこたえていくということが理想的であらうかと思ひます。質問者としてのあなたの御意見、また御心配は十分私も理解できますので、配慮をしながら対応をしてみたいと考えます。

○野中委員長代理 宮田早苗君

○宮田委員 わが国の中小企業の経営環境は、景気全般の回復傾向を反映してかなりの改善が図られたところ、こう思ひます。しかし、この回復感には中小企業全般に行き渡れるものではないわけで、調整過程にございませう。構造不況業種や、これらの業種の立地するいわゆる特定不況地域、さらには昨年来の急激な円相場の高騰の影響をまともに受けている産地等々、非常に厳しい環境下に置かれております。地域があることを忘れてはならないと思ひます。本法案が提案されたゆえんもこのような中小企業を取り巻く経営実態にあるものと理解をしております。

そこで、まず私は、長期にわたります不況対策として、これまでに立法化したしました諸法あるいは政府の諸政策がどのような効果を上げてきているかを考えてみたいと思ひます。いわゆる構造不況法、特定地域の中小企業対策法、離職者法、転換法、円高法等の立法化があったわけですが、これら一連の中小企業施策が中小企業の構造や経営改善にどう寄与しているのか。全般的な分析をひとつお尋ねをしたい、こう思ひます。

○左近政府委員 構造不況、それから円高というふうなもの、次々起りました。中小企業にとって苦しい事態に対処いたしました。構造不況法とか、あるいは特定不況地域の対策法、あるいは円高法等々を実施いたしまして対応を図ってきたわけでございます。

たとえば円高法でまいりますと、円高緊急融資というものが対策の中心になっておりますけれども、五十二年の十月以降緊急融資を実施いたしました。本年の四月に至るまで、中小企業の政府系三機関、中小企業金融公庫、国民金融公庫、それから商工中金の三機関におきまして貸し出し額が大体四千億程度になっております。これはその時期にわたり資金需要が少なかったものでございませう。この運転資金のうちで一〇%か二〇%にも及んでおるといふふうなことでございまして、この円高緊急融資というものが、中小企業が円高によって受けた打撃を緩和するのに相当役に立ったのではないかとこう考へております。地域の調査をいたしますと、円高融資が役立ったという答えが相当得られておるわけでございます。

それから構造不況の対策といたしましては、設備の共同廃棄というふうなことが進行いたしました。これによって維持等につきましてもある程度状況が回復してくるということがございませう。したがって、こういう情勢で、たとえば中小企業の鉱工業生産活動そのものも、鉱工業生産指数一つとってみても、実は大企業についてはすでに過去のピークをオーバーしておるわけでございます。けれども、中小企業につきましては、ここ数年過去のピークであります昭和四十九年の時点にはなかなか達しなかつたのでございませうけれども、大体現在の時点では四十九年の過去のピークに達したというふうなことで、生産の回復もできております。

以上のようなことで、過去のいろいろな対策法の実施によりまして、ある程度不況からの脱出というものが出てきたという事実は認められるというふうに感ずるわけでございます。

○宮田委員 特に産地の関係について、ちょっと関連して御質問するわけでございますが、一番関心を持って見ておりますのは、為替レートの問題について、どの程度になればという期待もあつたのじゃないかと思ひます。私もよく耳にし

ておりますのは、今日のような二百二十円です。か、二百十円程度ならばまあよいという産地が多いように見受けおるわけでございます。もちろん業種によつてそれぞれ違つたわけですが、産地という立場から大体どの程度が一番理想的にお考えであるか、その点、感じによるしです。ですからお答え願ひたいと思ひます。

○左近政府委員 これにつきましては中小企業白書がごとしアンケート調査をやっております。その結果を御披露させていただきますと思ひます。が、一昨年の末とそれから昨年の末という二つの時点で、昨年は調査の必要上十一月末ということになっておりますが、同じ中小企業者を対象にして調べたわけでございます。

そういたしますと、一昨年の末、つまりその年の中旬から円が高くなり始めたという時点で、これは大体幾らが採算点でございませうかというふうな問いかけをしたわけでございますが、そういういたしますと、二百七十円ではなかつたかあるいは二百円でもいけるとか、いろいろ答へが出たのですが、一番多かったのが二百四十円という数字がございました。ところが、昨年の十一月末現在でどうですかというふうに聞きまして、それが二百円といけるところと二百二十円といけるところが一番多くて、その両方が大体同じくらいの数字でございました。これの意味するところは、一つは、二百四十円といけるといふ時代は、実はその時期がレートが大体二百四十円であった時点でございませう。したがって、一昨年の暮れあたりはその為替の変動に即応して何とかついていたという状態だと思ひます。ところが昨年の十一月といふのは、円が百八十円—百七十円に十月末に一たん落ちまして、若干戻したのですが、円が百七、八十円という相当厳しい時代であったのですが、それにはついていけない。結局、まずいけそうだとこの二百円とか二百二十円という答えであったということでございます。しかし、一昨年末は二百四十円といけると言つたのが一番多かったのが、二百二十

円、二百円が多かつたということで、コスト低減とかいろいろ努力をして、その間に適応する円高の数値をある程度高めることができたというところは事実でございませう。それにしても、当時のレートではなかなかうまくいかなかつたというのが実態であらうかと思ひます。したがって、これは業種により、そういうことで時期にもよるわけでございますが、いま百七、八十円というのを経過した後でございませうから、中小企業も相当努力をいたしました結果でございませうので、これを見ますと、昨年の末の二百二十円から二百円といふようなところの数字よりはもうちょっといいと言ひます。二百円ぐらいのところから二百二十円のところにはやはり中小企業の採算点があると思ふのが一番妥当じゃないかというのが私の見方でございます。

○宮田委員 一連の法案がつくられて、施策としていろいろ対策されておるわけでございますが、最近一番問題になっております雇用の問題について、労働省が所管でございませうが、私が一番問題にしておりますのは、通産省の施策が雇用問題について直接関係を持っておりますだけに聞きするわけですが、果たして一連のいま申されましたような施策を実施して雇用改善に役立ってきたというふうにお思われるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○左近政府委員 産地法におきましても、第八条に雇用面での対策の配慮規定をやっております。そしてまた、具体的に労働省を中心に雇用対策が進められてきておるわけでございますので、こういうものを今後労働省を中心に十分やっていただくということが必要かというふうには考へておりますけれども、何分労働問題というものはいろいろむずかしい問題もございませう。したがって、われわれ自身もこの労働問題について十分促進するようにやらなかつたかむずかしいというふうなわれわれ判断をしております。

そこで先ほども申し上げたのでございませうけれども、やはり基本は企業の収益力が高まりまして

そこでは、お尋ねの基本計画の中で最も重要な地位を占めております設備処理の関係でございますが、業種別というお話でございますので、それぞれ申し上げますと、平電炉につきましては二百八十五万トンの設備処理でございますが、こ

それから紡績業でございますが、綿紡績でございます。これは六万七千トンに對しまして現在まだこれも動いておりません。これはもっとも指

○矢野政府委員　これは各業種各様でございます。いま申し上げましたように、化学肥料と紡績業が余り進捗していないという結果でございます。それから造船業は私どもの所管ではございませんが、これは御承知のとおり、その前の、むしろ不況カルテルをこれからつくりたいというふうな要

ないかと思っております。思い切って通産省がこの構造不況の法案をつくられて対策をしようというところでございまして、これについて非常に成果が上がった業種もあるわけですが、成果の上がらない業種については、痛い目に遭わぬうちに、いまが一番チャンスじゃないかと思っております。

りますので、そういう点について大臣の御指導と
いうのが非常に大きいんじゃないかというふう
に思っておりますので、そういう点に
ついての所見をお伺いしたいと思います。

○江崎国務大臣 私小平電報業界の実情というの
は比較的良好に推移していると思っております。
確かにそういう電報業界はありますが、そう
かといって、やはり供給能力は十分ありますし、
需給バランスは三月末に完了しました設備処理を
解除するほどには好転していません。やはり現時点
においては、昨年八月に告示された安定基本計画
を修正する必要があるというコンセンサスが得ら
れたわけでありまして、ということ、やはり潜在
的には過剰設備を抱えておる、そして過去の累積
赤字というものが相当たまっておる状況ですね。
だんだんよくなった。確かに少しづつは利潤は上
がるが、過去の赤字を解消するには至らないとい
うようなわけでありまして、したがって、小棒など
の需給動向を的確に把握しながら安定基本計画に
基づきまして構造改善を進め、そして経営基盤
の確立を図っていくことは依然として必要であ
る、こういう見解に立っておるわけでありまして。
ちよつと暖かくなると、もう要らざるお世話とい
うような雰囲気が出ておることも私は知っており
ますが、やはり基盤は決して樂觀を許さない情勢
にあるという認識でございます。

○宮田委員 大臣は平電報だけをとりえておっ
しゃいましたけれども、決してそういう平電報だ
けが対象じゃございませんから、全体の構造不況
業種問題については、いままでもいろいろ努力を
していただいておりますが、さらに努力をしてい
たきたいということをお願いしておきます。
そこで、提案されております産地中小企業法
案、高度成長から安定成長への移行過程に立法化
されるわけでございますが、先ほど申しました
種々の法律の一つとして位置づけられると思うわ
けであります。しかし、本案が緊急を要した昨年
の円高に伴う輸出の減退、あるいは競合商品の輸
入増加といった国際経済の環境とはかなり様相を

異にできたというのが今日の実情だと思われ
ております。この点から考えますと、緊急避難
的な立法というよりは、むしろ中長期的な産地中
小企業の振興策と理解した方がわかりやすいの
じゃないか。そこで、対策臨時措置法というより
も、産地中小企業振興法として、時限法でない方
が適切だと思われたいと思いますが、この点はど
うですか。

○左近政府委員 御指摘のように、この法律を緊
急措置法としてとらえないで、中長期的な対策法
としてとらえるべきであるという御主張はまこと
にございまして、私もこの法律
を立案する考え方も、実は緊急措置法については円
高法その他で措置が済んでおりますので、その緊
急事態を抜け出して今後の中小企業の発展を考
えるときに、やはり中小企業の経済状態に対する適
応力を高めるための諸措置を実施していくとい
う、中長期対策とするといい気持でこの法案を
つくったわけでございます。しかれば、それでな
い限り臨時法にしておるかということになると思
いますけれども、実はそういう中長期的な対策を講
ずるにいたしまして、世界の経済情勢は相当変
転常ならずというものが最近の事情でございます
で、その中長期の事情でございます。このこと
でございます。したがって、やはり一定の期間を
区切りまして、その期間の中でそういう中期的な
構造改善策を実施していくことが望ましい
のではないかと、この七年という時限は臨時
的なものというふうな気持ちでございまして、中小企業の
体質改善を七年の間に完了して、そして変転常
態にこの経済情勢に対して体質を強めて、いかな
る事態にでも耐え抜くような中小企業の産地に
していこうというつもりであらうでございます。
○宮田委員 ちよつと逆戻りするわけござい
ますが、さっきの円相場のことについてちよつと
お伺いしたわけでございますが、二百二十円とい
う今日の相場について、妥当なところじゃないか
というところがだんだんに多いように承っております。

わけでございますが、輸出型中小企業の国際競争
の力をいまだどういうふうにお考えになってお
るか。この程度でもいいということなんでしょうか。こ
れより高くなった場合に果たして競争力があるも
のかどうか、こういう点についてちよつとお尋ね
をいたします。

○左近政府委員 先ほどお答えした趣旨は、要す
るに現在の為替レート二百二十円から二百二十円と
いう数字は、過去の円高の洗礼をくぐり抜けた日
本の中小企業といたしましては、これは業種に
よっても違いますが、総じて言えば二百二十円から
二百二十円というのは、現在何とかやっていると
いいますが、しかしながら、この為替相場とい
うものは、現在の国際的に合意されております変
動相場の形というものはなかなか端尻すべからざ
る動きをするものでございまして、われわれが
それが望ましいからといって、それに維持するわ
けにもいかないということでございます。したが
って、われわれとしては、現在の時点は幸い
にも何とかやれる状態ではございますけれども、
将来どうなるかというものはやはり産地の中小企業と
して生き抜くような体制にしていかなければい
けないということでございます。コストの低
減あるいは新製品の開発等々によりまして、むし
ろ円相場が高くなったときにもドル価格を高くし
て対応できるような、つまりほかの産地がまね
できないような製品をつくっていくというふうな
体制をこの際つくっておくことにいたしま
すれば、円相場が多少乱高下いたしてもそれ
に耐え抜けるであろうということを考えておるわ
けでございます。この法案のねらいは、円相
場が多少変動しても、それに対応できるような姿
に持っていくということでございます。したが
って、現在の時点は幸いにもまずまず何とか
やっている状態ではないか。これは先ほど申しま
したように、繰返し申し上げますが、業種に
よって違いますが、総じて言えばそうではないか
ということをお願いいたします。

○宮田委員 本法の中身を吟味してみますと、金
融、税制等これまでになく優遇措置が盛り込ま
れているわけでございますが、従来の中小企業施
策を二、三例挙げますと、中小企業近代化促進法
や繊維工業構造改善臨時措置法、これらとの関連
はどうなるのか、この点をお聞きをいたします。

○左近政府委員 近代化促進法につきましては、
むしろこの法律は近代化促進法のいわば特例法と
いうような形で考えております。したがって、ま
して、優遇措置等は近代化促進法よりも優遇度が高
いということになっております。
それから繊維の構造改善法につきましては、い
わば業種的な立法でございます。この法律と併
存し得るということに考えております。したが
って、実際の執行に当たりましては、繊維構造
法での優遇措置とこの法律の優遇措置は並立し得
るということでございます。
それから近況法とこの法律との関係では、こ
れはむしろ特別法でございます。この法律の方が
有利になっておりますから、この適用を受けた
方が有利ということになります。これも個別的
には近況法の適用を排除しているわけではないと
いう結果になっております。ただ、実際の言
いますと、産地法の適用を受けた方が有利なもの
が多いということでございます。繊維の法律は、繰
り返し申し上げますが、これは繊維の法律の優遇
措置を受けるものと、この優遇措置を受けるも
のと、並行してやっていて差し支えないとい
うふうに考えているわけでございます。

○宮田委員 さっきもおっしゃったように、この
法律案は七年の時限立法ということになってお
るわけでございますが、まず主務大臣によりまし
て、その後の振興計画の提出、そして承認、事業
合理化計画の提出、それと承認、そして最終的
には新製品の実用化や事業転換となるわけござ
います。すでにございまして、さっき言いました近
況法に基づく構造改善や、事業転換法等の法の運
用から見ても、七年ということになりますと中途半

端のように思うわけですが、もう一度その七年というところについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○左近政府委員 本法におきまして七年という有効期限を付した理由でございますが、大企業種及び地域の指定につきましては、二年の間に順次準備の整ったところから実施していきたい。初年度は、法律を制定していただきまして施行するのが年度の大分進行した中になりますので、大体九十産地、二年度は相当拡大してやっていきたいというようにございまして、指定を受けまして、諸般の準備を整えて効果があらわれるのが大体五年間というふうにわれわれは考えておるわけでございます。したがって、この指定が完了するまでに二年、それから最後に指定したものが効果を上げるのにその後五年間ということ、七年ということにしたわけでございます。

○宮田委員 前者の答弁のときにちょっとお聞きして感じたこととございしますが、まずこの法律がございまして、地域指定約九十地域ということなんでしょう。その中で要件が整っておる業種ということをお考えのようでございますが、この要件が整っておるということは、法律に決められております計画承認ということに、やはり今日の事態から情勢が著しく変化ということが要件というように私は聞いたわけですが、その点はどうですか。

○左近政府委員 法律上の指定の要件は、円高その他の理由によりまして経済情勢の変化が著しく、それが産地の中小企業に悪影響を及ぼしておる、あるいは悪影響を及ぼすおそれがある、こういうことでございまして。しかしながら、具体的に指定をする場合には、必ずしもそういう事態にあるものを全部指定をするというつもりではございませんで、そういうものの中で調査その他が整っておりまして、指定を受ければ直ちに振興計画等々ができそうなものをまず最初に指定をしていく、そして準備の整ったものからそれを指定していくということでございます。したがって、指定

の可能性は法律である程度の広がりがございますが、そのうちで自主的にその後のいろいろな手続がやれる可能性のあるものから指定していくということでございます。したがって、二年間をとりますと、この法律の指定基準に達したものはほとんどは各産地も準備をされますから指定されてしまふということでございますが、時間的な先後の順序で言いますと、最初はその後の手続の準備が整ったところから指定をしていくということでございます。

○宮田委員 そうすると、約九十地域というものが要件が整ったということなんです、あと手続問題でさらに要件を満たさなければならぬということになります。いま考えておられます指定地域全部がこの対象になるということではないわけですね。極端に言いますと、五十地域程度になり得る可能性も要件次第では出てくるという解釈でよろしいですね。

○左近政府委員 われわれが考えますと、法律の要件に適合する地域というのは、実は九十よりもむしろ現時点で考えれば多いだろうと思っております。したがって、その中で準備の整ったところから逐次指定をしていき、もし九十より著しく超える場合には、その最後の部分は来年に回してもらうというふうに考えております。ですから、御質問のよう、準備が少しおくれまして九十を欠けるといふこともあり得るかと思いますが、われわれとしては、せっかく予算でも九十の枠がございしますものから、これはよく地方にも協力をいたしまして、九十には達するようにしたいというように考えておりますが、純粋に理屈から考えれば、九十よりも少なくても終わることもあり得ることとあり得るということでございます。

○宮田委員 産地振興は、言うまでもなくそれぞれ地域経済の大きなウエートを占めておる中小企業の新しい時代への対応策を立てることにあるわけである、こう思います。ここで留意しておかなくてはならないのは、産地中小企業と発展途上国との調整だ、こう思うのです。さきの中小企業白

書でも、長期的対応策として国際分業、海外投資の実態等が報告されているのでございますが、本法の制定を機会に、国際化時代への政策をどう展開されていくつもりか、この点をお伺いいたします。

○左近政府委員 国際化時代ということでございます。まず、最近の情勢は発展途上国の工業化というの相当促進をしております。したがって、たとえこの繊維、雑貨の分野では、円高によりまして輸入品も増加しておるというふうな実態もございまして。したがって、それに対応する対策というのが必要であるということ、これはそういう対応する形として産地対策も大いに考えざるを得ないということでございます。具体的にはこの繊維なんかの実例を見ても、やはり、たとえアメリカ市場で発展途上国と競争した場合にこちらがいわば勝てるものは、やはり発展途上国ではまねのできない製品というものが伸びておるわけでございます。昨年の状態でも、たとえば福井県のジョーゼットなどは、日本の周辺の発展途上国ではそれをつくる機械その他が不足しておりまして、アメリカ市場にはそういうものを出せないという事情がございしたもので、日本、日本のジョーゼットはアメリカに売れまして、円高になりましてドル価格を上げても売れたというふうな事例もございまして。したがって、日本の産地が生きて抜くためには、やはり他の産地あるいは他の国がまねのできない製品をつくる、いわゆる非価格競争力をつける。つまり価格競争じゃない、品質で勝負するということ、これがこれから必要になつてまいらると思っております。産地対策の中心はそういうことになつてまいらると思っておりますが、そのことが結果としてやはり国際分業というものを促進する形にもなるかと思っております。したがって、われわれといたしましては、新製品の開発、新技術の開発というものがそういう形で成果を上げることが期待しておるわけでございます。

○宮田委員 この法案の第八条において雇用の安定がうたわれておるわけでございますが、これまでと異なった対策を特にお持ちなんでしょうか。

○左近政府委員 産地につきまして、中小企業の雇用問題というのは相当重要であるという認識に立ちましてこの条文ができておるわけでございますが、具体的にはこれは労働省がやっております政策でございますが、これについていろいろわれわれとしてもお願いをして、この産地法の適用業種については優先的にやっていただく、こういう趣旨でございます。具体的に申しますと、雇用保険法に基づきます景気変動等雇用調整事業というのがございまして。あるいは事業転換等雇用調整事業というものがございまして、こういうものを実施するに当たりまして対象業種を指定することになっておりますが、本法の指定業種については、特に配慮してこれに入れてもらおうというふうなことをお願いをしたいと思います。

それから、不幸にして産地の中小企業から失業者が発生した場合につきましては、当該失業者に対して職業訓練制度を活用して、職業訓練の機会を確保していただくとか、あるいは公共職業安定所による就職のあっせんをしていただくということになるわけでございますが、これもこういう地域については特段の配慮をしていただくようにあらかじめお願いをしておくと考えております。

さらに、例の失業給付の個別延長というふうなものもございまして。これも対象業種が決められることになっておりますが、これについても本法の指定業種について特に配慮していただくように、労働省に要請をするというふうなことも考えております。

現在労働省でやっておられますこういうふうな対策について、本法の対象業種が優先して適用されるように、いろいろ労働省にお願いをして働きかけていきたいというふうに考えているわけでございます。

○宮田委員 何しろ雇用安定のもとになることとございすだけに、この法律をよく見てみます

と、まず振興計画を出す、それでそれを承認する、その次に合理化計画を出す、その合理化計画が条件を満たすということになると承認される。問題はこの合理化計画について、雇用確保ということより雇用創出ということに逆行する合理化計画というものが往々にして出されるという懸念もあるわけでございまして、これは労働省も中心になって考えていかなければなりません。何しろ通産省がこれをおつくりになるわけでございますので、その点について警戒をしながら私ども答弁をお聞きするわけでございますが、その辺はどうですか。

○左近政府委員 指定を受けました事業をやります中小企業が事業合理化計画をつくるわけでございますが、その場合に、雇用を十分配慮するようにという御指摘でございます。これはもともとございまして、われわれといたしまして、都道府県知事が承認するに当たっての承認基準という一般的な心得を府県にも指示しようかと思っておりますが、そのときにやはりそういう雇用の問題についても十分配慮するように、つまり単なる労働者の切り捨てというふうなことになるような基準を設けたいと思っております。実は、最近、合理化と申しますと何か雇用調整というふうなことになるので、そういう意味でこの合理化計画というものは、ちょっと見ますとそういうことがあるんじゃないかという御心配が出てくるということはあるに事実でございますが、この合理化計画というのはむしろ近代化というふうなものを中心にしておりまして、雇用調整というよりは、むしろ先ほども申しましたように雇用条件もよくなるような、企業自身の経営をよくする計画という、本来の意味の合理化計画をねらっておりますので、安易な雇用調整というものを許すということとはわれわれもいたしたくないというふうに考えておりますので、基準その他についても十分注意をいたしたいと思っております。

○宮田委員 最後でございますが、大臣おいでになりますので、ただいまの雇用安定の問題について、特に中小企業の経営の方々、どこという意味で、じゃございせんけれども、合理化と言えは安易に労働者、そこに使用しております人というものが対象になりがちなものではないかと、こういう問題については、いま長官おっしゃいましたような考え方で極力御指導をさせていただきます。逆に非常に大きな問題であります雇用問題に悪い影響を来すということも、運用次第によっては起る可能性もあるわけでございますから、こういう点については特段の御配慮を大臣としてやっていただきますようにお願いをいたしまして、終わらせていただきます。

○後藤委員 大臣にまず最初にお伺いをいたしましたと思うのですが、この法案を読んでみますと、産地中小企業の振興法という性格を持っていると思うのです。ところが、法律の名称は産地中小企業対策臨時措置法、しかも七年で一応終わるといふ法律になっている。この中身と題名、それから通産省として産地中小企業にどういう展望を持って指導し、助成をし、振興をさしているか、これに私はどうももう一つ理解できませんので、最初にひとつ大臣から、この臨時措置法がどうしても必要な背景というものが、つまり臨時の措置ではないに、産地中小企業の振興策というものを考えていかなければならない必要性を持っているのではないかと、にもかかわらず、これが七年の時限立法になっている、臨時的措置になってきている。このことについて簡単にひとつお答えをいただきたいと思っております。

○野中委員長代理 後藤委員。これは先ほどからお答えいたしておりましたように、二年間で指定を行おう、そして五年間で実施に移していこう。これはもとより中小企業というものの自助努力が中心になると私は思うのです。こういうことを永久的にやるということになれば、ばらつきが起りまして思うような成果が上がりません。やはり時限立法にして極力成果の上がるように、それぞれ足並みをそろえて計画をし、また新しい販路を開拓したり新製品をつくり上げる、そういう努力をしなければならぬと思うのです。

私は、余談であります。中小企業の関係者に、地方議員みたいなもので、当選の妙諦いかんなんて言われたって、それはなかなか一口に言い切れるものではない。やはり自分がまず努力をし、その住民のニーズに合ったように行動すること、その当選の要諦であるというなら、やはり中小企業の生きていく道もそういうことではないかな。しかしそこに党の協力があったりあるいは各種団体の協力があるというように、政府は協力しようということだ。これは例として必ずしも当たらぬかどうかは存じませんが、やはりまず自分から努力をする、それはある程度期限があることによつて効果的であるというふうに考えます。

○後藤委員 大臣の選挙哲学を聞かしていただいたわけですが、私も同じ意見なんです。つまり法律でいふにだっこしなくても、自助努力でやるべきではないだろうか、こういうように基本的には考えるわけです。

これが輸出の減少であるとかあるいは国民的な要請にこたえられないというようなことで転換を余儀なくされる、これは産地ぐるみの大変な影響でありまして、事業活動に支障を生じておる現実はお承知のとおりであります。

そこで、この特定産地の中小企業をどういうふうに変換させていくのか、あるいは国民ニーズに合うような新しい製品を創出させるためにどういふ協力が行政的にできるのか、これなどを考えながら、こういった法律を制定したわけでございます。

これは先ほどからお答えいたしておりましたように、二年間で指定を行おう、そして五年間で実施に移していこう。これはもとより中小企業というものの自助努力が中心になると私は思うのです。こういうことを永久的にやるということになれば、ばらつきが起りまして思うような成果が上がりません。やはり時限立法にして極力成果の上がるように、それぞれ足並みをそろえて計画をし、また新しい販路を開拓したり新製品をつくり上げる、そういう努力をしなければならぬと思うのです。

てこなければならぬ理由というものが滅殺されてくるのではないかと。つまりいろいろな法律があつて、私もこの法律について質問をするのに調べてみますと、こんがらかるほど円高法から近代化促進法から事業転換法からあるいはまたそれらの中小企業関係の法律があるわけです。どれどれが重複をしており、どれどれは重複していない、だからこれが必要だということがもう一つ理解ができませんでした。基本的には私も全く賛成です。といたしまして、ここで今度の新しい法律で何か一つのがねらいであり、効果を期待しているのかというところがまたわかりにくくなつてくる。五十三年度の中小企業の年次報告、この白書を読みますと、これらの問題に対して政府や都道府県はさまざまな施策を行っているというくだりがあるわけなんです。そのさまざまな施策を行っている中、産地においては産地組合等を中心として種々の対策をとっている、その内容を見ると、高級品、新製品の開発を挙げる産地が最も多く七、一%、それから次いで新規市場の開拓五、六%、合理化等製造コストの引き上げ五、五%の順になっておる。つまりこれまでの中小企業庁なり通産省の政策の中で、こういった面については大変熱心な指導なり助成なりが行われてきておったのではないかと。これに新しくこの法律をつくっていかないければならない理由、これをひとつお答えをいただきたいわけなんです。

○左近政府委員 御案内のとおり、中小企業は不況、しかもそれは円高とか構造不況というふうなもので、ここ数年間大変苦境にあつたわけでございます。それに對しまして緊急措置をいたしまして、円高法とか特定不況地域対策法というふうなものでも対処したわけでございます。しかしこれはあくまでも緊急対策でございまして、その対策の内容は緊急融資というのが中心になっておりますが、この緊急融資の内容も、六年間の運転資金を貸し付けて当座の急をしのぐという対策でございます。それは、その時点では、たとえ倒産の危

機を救うということで非常に効果があるわけですが、六年たったら返さなければいけないという、問題を後に残しておるわけでございます。したがって、そういう問題を抱えた中小企業を本格的に強くするためには、実は従来の緊急対策では済まないというのが一つの考え方です。

○後藤委員　そういたしますと、その中身ですけれども、たとえば課税の特例だとかあるいは信用補完制度の特例とかということが出てくるわけですからけれども、たとえば課税の特例等は税法の改正でカバーできないかと思うのですね。そのものの中にもし書くとすれば、通産大臣が認定したものにかかるといふような一つの枠規定をつけければ済むのではないだろうかというように、新しい

法律をここで考えていかなければならないその中身は薄いというように思えるわけです。一体どこに今度の目玉といいますか、大きな効果が期待できるような、つまり中身というものはどこにあるのか。これは長官の方からお答えをいただきたい。

○左近政府委員　御指摘のとおり、そういう個々の助成の内容につきましては、確かにそれぞれの分野で、租税については租税特別措置法、信用保険の特例については信用保険の方で措置をするというやり方もございます。純法律的にはそういうことになるかと思いますが、私どもがこの法律をつくるに当たって、やはり一番この法律が必要だと考え、この法律の御審議をお願いをしておるゆえんのものは、やはりこの時代に各産地産地が自主的に振興計画をつくって、それで将来の発展の体制をつくるというその全体のシステムをこの法律によってつくり上げていく。そして、その中で産地の企業の方々の自助努力と、それから地方公共団体の援助と、それから国の援助、それからその中間にございます組合のいろいろな事業と、いろいろのものをうまく位置づけて、そうしてこの中小企業の振興というものを、産地中小企業振興という観点から推し進めていく一つの体制づくりをこの法律でやってまいりたいということで考えておりますので、そういう意味において個々の、何といいますが、助成の法律事項だけを考えれば、単なるものでも、その時点で中小企業の振興策を考へる上においては、やはりこういう法律があった方がいいのではないかと、というふうに考えたわけでございます。

○後藤委員 中小企業近代化促進法があるわけですね。いまのいろいろな助成等については、その中小企業近代化促進法の改正なり内容の拡充なりということで済むのではないかと思うわけですけれども、どうもしつこく聞いて恐縮ですが、この法律の必要性の中でもう一つ、いままである法律を改正強化することを超えて新しい法律をつくる

それからもう一つは、後でまた中身について聞いてみたいと思うのですけれども、本法の中での補助だとかあるいは助成とか、これは、対象は当面九十とかあるいは三百とかというようにいろいろ言われているわけですけれども、じゃこれに乗れない場合は一体どういうようになっていくの、だるうかということも二番目の問題としてお聞きをしてみたいわけですが、いかがでしょうか。

○左近政府委員 本法と近促法の関係でございすが、考え方としては、近促法が一般法といたしますと、この産地がその特別法というふうな形になるかと考えているわけでございますが、要するに、近促法では一般的に近代化の必要な業種を指定いたしましたして、政府が計画をつくり、それによつてやつていくということで、産地を形成しておるものも単独のものもあわせて、その業種については近代化を促進するというところでございす。ところが、産地法については、最近の実情にかんがみて、産地単位、組合単位に近代化を進めていくということを重点にしておるということでございすが、その産地単位に進めるということでは、やはり現在のような、中小企業が非常に困つておる段階を脱却するためには、やはりどこかいはば拠点を設けて、だんだんその拠点から改善をしていくという方が効果があるのではなからうかということとで、その拠点を産地に求めたということとでございまして、産地だけをやるわけではございせん、そのほかの中小企業対策も並行して進めるわけでございますが、現在のように、不況から抜け出して今後の中小企業振興を図るときに

第百〇九號

そういうことでございますが、第二の御質問のように、それではこの産地法の適用にならないものはどうするかというところでございますけれども、つまり、そういう業種、産地を形成してはならない中小企業でも、その業種が近代化を促進する必要があると認められるものにつきましては、もちろん近促法の適用もございまして、そのほか中小企業対策としてはいろいろな施策がございすかかから、そういう施策を講じながらその振興を図って、いくということでございますが、この今回の産地法では、つまり産地を形成しておる中小企業というのが円高等において非常に被害を受けたという事実も踏まえまして、そういう産地の方から対策を進めていくということでございますので、いわば施策の順序として、まず産地から入っていくというところでこの法律が出てきたということを御了承願いたいというふうに思います。

○後藤委員　そういたしますと、その産地の数はどのくらいあるのでしょうか。

○左近政府委員　産地と申しましたが、結局同一の業種の中小企業がある程度の集積をしておる地域ということになるわけでございますが、これもどの程度のものから産地というかという定義の仕方もあるいろいろございますが、定義の仕方によって二百なりあるいは三百ぐらいになろうというふうに思います。中小企業白書では三百をちょっと超えるぐらいのものを調査をして報告を出しております。したがって、大体二、三百ということになるが産地としてこの法律の対象になるところでけなかりうかと考えております。

○後藤委員 これは朝日の三月十日の記事ですけれども、これを見ますと、「わが国には繊維や陶磁器、金属製品など特定の業種の中小企業が集中している産地が約千カ所もある。」というふうに書かれているわけです。この中で、うち輸出関連の約三百産地というところが円高等で困っているというような記事が出ているわけですけれども、これは、いまの長官の御答弁だと、二百ないし三

百というように言っておられますけれども、こちらの方の記事が間違っているんでしょか。それともいま長官は産地産地とおっしゃいましたけれども、産地の中での輸出関連、つまり円高が相場に影響されるという産地を特定しているんだ、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○左近政府委員 いま申し上げましたように、産地の定義は、たとえばその産地の出荷額を五億円にするか十億円にするかというように定義の仕方によっても変わってまいります。それから御指摘のように、産地ではあるが、現在の円高等で困っていないものは除外するというような考え方もございまして、千というのとはわれわれの方では考えておりませんで、どう勘定してもちよつと多過ぎるのではないかとというような感じでございます。私の方は、千というのを考えたこととはございません。

ただ、一つ思い当たりますのは、たとえば繊維の産地などの勘定の仕方、これは本場の例でございますが、石川県とか北陸の各県は、わりあい一つの県の中で幾つも産地がございまして、それを細かく産地として勘定するか、あるいは石川県一円なら石川県一円、福井県一円なら福井県一円というところで一つと勘定するということになると、また数が変わってまいります。われわれといたしましては、余り細かく細分しないで対策を考えたいというような趣旨もございまして、したがっていま、われわれ流に考えますと、どうも千というのにはやや多過ぎるのではないかと感じてございまして。

○後藤委員 恐らくこの記事は通産省の方でレクチャーした記事が出ていますので、記者の独自判断で書いているんじゃないと思うのですけれども、そうしますと、この白書で言っている、年間生産額五億円以上のものを取り上げても全国で約三百四十万所ということがつまり産地と考えてよろしいわけですね。つまり円高による影響を受けるところというのではなくて、出荷額で押さえるわけですか。

けですか。

○左近政府委員 白書で言っているのはお説のとおりでございます。出荷額で言っているわけでございます。したがって、その中でこの法案の対象になるものは、要件がございまして、またそれよりも少なくなるということもございまして。

○後藤委員 その要件で、特定業種、三つばかり出してありますけれども、押さえていく一番大きな要件というのはやはり円相場の高騰ということでしょうか。特に五十四年度九十ばかり考えているというのは、これはほとんどすべて円相場の高騰が影響するところと読んでよろしいでしょうか。

○左近政府委員 この要件は、御指摘のように法律第二条の二項で三つ挙げております。その第一は、中小企業性の業種であること、第二は、産地を形成していること、第三は、御指摘のとおり第三号でございまして、「輸出が円相場の高騰により減少することその他の経済事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものに起因して、事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがある」ということとございまして、この場合、円高によりまして輸出が減少するというのが例示で挙げておりますが、われわれとしては輸出の減少だけではなくて、円高によつて輸入が増加をいたしまして、そしてその業種の製品の出荷が減少したというふうなものも入りたいと思つております。しかし円高での影響ということではございまして、輸出、輸入両面ではございまして、今年度はその範囲で考えたいと思つております。

しかし来年度またいろいろ経済事情の変化というもの、大きいものが出てまいりますれば、それを追加していくということはやぶさかではないというふうに考えております。

○後藤委員 そうしますと、「その他の経済事情の著しい変化」というのは、今年度はまず押さえるわけにはどうもいきそうにない理解してよろしいでしょうか。

○左近政府委員 現在そのように考えております。

○後藤委員 実は私は一番冒頭に大臣にも御質問申し上げましたけれども、どうもやっぱり後ろ向きな法律案のように思えてならないのです。どうも円相場の高騰あるいは輸入の急増によつてその影響を著しく受ける産地ということだけが頭に描かれておまして、私、先ほど白書でも触れている点を読み上げてみたわけですが、産地の人々がいま一番考えておりますのは、もちろんカンフル的な対策というものが大変必要だということも私も理解できる。それについてはこれまでそれぞれ緊急措置が講じられていたわけですね。これからこの産地中小企業対策、こういう大上段にかぶつていくとすれば、私は単に円相場の高騰なり輸入の急増ということではなくて、一体産地をどのようにこれから育成し、あるいは振興させていくかということが一番大きな目的になつていかなければならないと思ふんですね。ところが、こういう第二項の三に挙げてあります「円相場の高騰」だけに、しかも長官も今回はそれだけで押さざるを得ないということになつてまいりますと、私は、いま構造的な産地振興法をその地域地域においては求めているんじゃないかと思ふのに対して、これは十分にこたえていないんじゃないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○左近政府委員 この三つの基準は、原因がいろいろあるから、現に事業活動に支障を生じておる、あるいは生ずるおそれがある、つまり非常に困つておるか、困るおそれがあるというところに重点があるわけでございます。やはりとりあえず実施するのは、これは困つておるところということでございまして、そしてその原因として、やはり日本の経済で普遍的な事象として起こりましたのが円高でございますので、全国の中小企業の中でこういう事態に追い込まれたものの相当部分というか、大部分はやはり円高によつてこういうことになつたわけでございます。したがって、当面一番緊急に必要とされることをまずやつていくというのがわれわれの考え方でございまして。しかしながら、非常に例外的に、円高の影響がなくとも困つておるといふものがないとは言ひ切れません。これはわれわれもよく調査をいたしまして、それに適合するような原因というものがございまして、これは指定していきたいということでございます。

それからまた、円高による影響というもののについてもわれわれとしては極力弾力的に理解をして、単に直接輸出が減少するとかいうふうなことはなく、間接輸出というふうな点も十分考慮をいたしますし、そういうことにはいたします。実はわれわれが客観的に見て対策が必要だと思ふ産地は大体入つてしまつたというのが事実でございます。

○後藤委員 大臣、私はこう考えるのです。確かに円相場、為替相場の変動によつて緊急にやつていかなければならぬということも産地対策としては大切だと思ふんですけれども、私たちがこれから考えていかなければならないのは、そのことよりも、むしろびんびんして元氣な産地であつても、いまよく使われております不確実性の時代と言われる中で、やはり将来展望が実は確信を持ってないのです。だから、むしろ日本の長い歴史と伝統の中で地域経済に大きな影響力を持ってきた、あるいはその地域における雇用の面でも大切な役割りを果たしてきた、いま円相場の変動によつて影響を受けてない、しかし、これからの経済の大きな激動の中でどういふふうになつていくのだからかということについて、見通しをはっきり持っていないところがある、現在はいま長官が御答弁になつたような問題はない、しかし中長期を考えるとやはり不安なところがある、こういうところは法律からは、つまり欠けているわけでは、現在は元氣であるが、しかもその地域においては地域産業の中で非常に大きな影響力を持つて

おる、ぜひ振興させていきたいというようなことを考えなければならぬ産地もあるわけですね。これは一体この法律とどういふかかわり合いを持つのか、全くなかかわり合いは持たないのか。

○左近政府委員 確かに御指摘のとおり、元気であるからといって安心はできないというのが現在の時代の特徴でもあるかと思えます。ただ、国が補助金を出し、特別融資を出し、手厚い対策を講ずるということにつきましては、やはり現実的に困っているところから実施していくというのが公平の原則からいって適当ではないかということになります。しかしながら、元気なものについて何もやらぬでいいかということになりますと、御指摘のとおりそれではいけないというふうな考えでございまして、実は今年度からこういう組合に対しまして活路開拓調査事業という、これは調査費でございしますが、こういうものを補助として出しております。これは組合単位で、その地域が将来の変動する事態に応じて、活路を開拓するためにどうやったらいいかということをお奨めするための経費を出しているわけでございます。したがっていままで、現在好調なところは、そういうところで大いに勉強していただくということにしたいと思っております。そして、もしそういうことで事態が変動してまいりまして、そういうところが、この法律も悪くなるおそれがあるというのが出ておりますから、おそれというものが出てまいりました場合には、時を失せず政令でそういう事態も指定して、この対策に加えていくということにしたいと思っておりますので、決してそういうものをなおさりにしておるわけではないということをお申し上げしたいと思います。

○後藤委員 それに関連をいたしまして、振興計画は商工組合がつくるわけですね。先ほどから何回も出ておりますが、自助努力によってつくっていくんだ、こういうことですから、当然振興計画というものはその商工組合がつくっていくわけでしょうか、長官。

○左近政府委員 御指摘のとおり、法律上振興計画というのはその地域の商工組合なり、これは協同組合でもよろしゅうございしますが、要するに組合がつくっていくわけでございます。

○後藤委員 そういたしますと、その振興計画が申請された場合に、都道府県知事が承認をしていくわけですが、この法律を見ますと、「新たな経済的環境に円滑に適応するために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当する」ということになるわけですね。つまり、都道府県知事は、その振興計画というものが新たな経済的環境に適応できるといふことの判断をすべき一つの答案用紙といえますか、こういうものを保持していなければ、その振興計画が新たな経済的環境に適応するかどうかというのはいくらもわからなから、都道府県知事というものはそういうものをちゃんと持っておいて、商工組合から振興計画ができてきた、うん、いい、りっぱな答弁が出てきた、それでやりなさい、あるいはこれはさうさんである、もう一回練り直していらっしゃい、こういうことになるのでしょうか。

○左近政府委員 都道府県の方で、その産地に対するどうやったらいいかというビジョンが必要なこととは申すまでもありません。実はそういう点で、法律には出ておりませんが、われわれ補助事業といたしまして、都道府県が産地振興ビジョンを作成するに当たっての経費に対する補助も計上いたしております。つまり、こういう産地振興対策事業を行うに当たっては、当然府県がこういう承認もいたす必要がございますので、ビジョンを行政的な仕事としてつくるといふことを前提に置いてやっておりますので、これは法律を制定していただきましたれば早急に各都道府県に補助金を出しまして、振興ビジョンをつくってもらおうということでございます。その振興ビジョン作成の過程に当たりますのは、学識経験者の意見を十分聞くということもございしますし、また中小企業庁もそれに参画をさせていただくということになっておりますので、中小企業庁なり政府の意思もそこ

に、地域ごとに生きてくると思いますので、実際に承認をする場合には、そういう一つの基準があらかじめできておるといふことに相なるかと思えます。

○後藤委員 そのところだけ重ねてお聞きしておきたいのでありますけれども、そういたしますと、商工組合が振興計画をつくる、この法律では計画ができた後の指導ということにどうも読めるようなんですけれども、その振興計画をつくる中に、新たな経済的環境というものを十分に見過して、中長期にわたって一つのビジョンを考えて、単に行政庁だけではなくて、学者なりあるいはその地域の歴史と環境を一番よく知っております地方自治体等々の意見を聞くということも、計画作成の過程の前段ではまず十分にやっていると、いうように理解してよろしいでしょうか。

○左近政府委員 いま申しましたように、府県においても振興ビジョンをつくる経費の補助をしております。府県でやってもらうということをお考えしておりますとともに、組合につきましても、業種指定をいたしますと大体地域がはつきりいたします。そうしますとその地域の組合に対しまして、そういう振興計画をつくるに当たって学識経験者を集めて議論をするとかで、いろいろな経費も要ります。その経費も実は産地振興対策の中に含まれております。したがっていままで組合といたしましては、計画をつくってから援助を受けるのじゃなくて、計画をつくる段階でも国なり府県が援助をする。これは経費的にも援助するし、いろいろアイデア的にも援助するということになっております。したがって実は振興計画ができる過程では、国と県と地元との組合、組合員、それからまた学識経験者がつくったいろいろな検討過程を経てでき上がるということであると御了承願いたいと思えます。

○後藤委員 そういう構成は私は理解できるのでありますけれども、しかし、問題はその中身だと思っております。こう言っては大変失礼ですけれども、私は、新たな経済的環境というものを見過してこれか

らの振興ビジョン等をつくり上げていくというような能力は、自治体には大変欠けているんじゃないか、各都道府県を見ましても、商工関係の人材あるいは情報、こういった面はまことに貧弱だと思っております。そうすると、これからこういった商工組合が振興計画をつくっていく、あるいは長期にビジョンを確立していく、いま長官が言われた構成はわかりませんが、その中身が貧弱であればやっぱり振興計画はできないだろうと思っております。ましてこれからの商売、事業にかかわるわけですから、それに十分適応する付加価値の高い知識集約化されたものを望んでいくということは、この激動する世界経済の中においては大変なことだと思っております。そういったことを、中央に集中いたしておきます情報なり人材というふうなものを、その産地に責任を持っていく人々のところへ振り向けていかなければならない。そういった考えが、おありなのか。

さらにそれと同時に、私は、いまの長官の御説明を聞いておると、やはり相当財政的な裏づけがなければそうソフトな頭脳を動員することとはできないだろうと思っております。ところが、どうも構想だけは先走っておりまして、それが、それを裏づけていくべき、つまり財政、特に新技術の開発なんというところになってまいりますと、長官、そう簡単にはいかないのじゃないかと思っております。一体そういう財政的裏づけというものをこの法律は十分に担保しているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○左近政府委員 この計画の段階で衆知を集めると申しましても、確かに地方だけではなかなかむずかしいということもございします。したがっていま、中央から人材を適宜あつせんするというようなことも十分考えてまいりたいと思っております。そのためには中小企業庁本体あるいは中小企業振興事業団がいろいろな人材をあつせんする、あるいはいろいろな情報を提供するというところに努力をいたしたいというふうな考えでおります。ただ、また逆に申しますと、この組合なりある

いは業界の中で、海外の市場に精通した人という
ようなものも現在は相当育ってきておりますので、
そういう業界の生かして使おうということ
も十分考えたいと思っておりますが、こういう点
ではなかなか金のかかることもございますので、
そういうことで、そういう調査費にも及ばずなが
ら助成をしておるわけでございます。

それから新技術の開発については、おっしゃる
とおりこれはなかなか簡単ではないということ
でございますが、これもやり方がいろいろございま
して、組合で共同の開発をするというケースあ
るいは個々の企業がいろいろな試験研究所の援助
を得ながら自分で開発するというようなケースが
ございまして、いずれにしても組合でやるような
場合には、いわゆる高度化事業、中小企業振興事
業団がやりやす共同事業というものになじむケー
スが非常に多いと思っております。そういう面での
援助をしていくことを考えておりますし、
あるいは個々の企業がやる場合には特利融資とい
うようなことも考えておまして、財政面でも何
とかこれがカバーできるように努力をいたしたい
というふうに考えております。

○後藤委員 私は、産地振興の場合に、やはり中
心になりますのはもと地方自治体というものを
動かしていくべきだろうと思っております。地方自
治体にもう少し政策能力を持たしていく必要があ
るだろう。その地方自治体のポジションがどうも
明確ではないし、それを動かしていく、政策能力
を付与していくというものはつきりしないとい
うことが私は一つの不満なのです。

それからもう一つは、この産地は既存の産地、
つまり既存の産業の中から新技術なりあるいは経
済変動等によって影響を受けたところに活力を与
えていきたいということになっておるのだからと思
うのですけれども、これから私たちが考えてい
きたいのは、田園都市構想とかあるいは地方定住
圏構想等も言われておるわけですから、その地域
にふさわしい新たな産地というものをどうつくり
上げていくかということがいま大切じゃないかと

思うのです。そういったものに対しては、この
法律では十分カバーできないのじゃないかと私は
思うのですが、長官、そういったものに対してど
のように構想を持っておられるか、これからの施
策としてどう考えておられるかをお伺いしたい。
○左近政府委員 第一点、府県にもう少し能力
を持たせるようにしむけるべきではないかという
御意見でございますが、これについては、われわ
れも十分そうしたいというところで、この法案
については、たとえば業種指定につきまして十分
府県知事の意見を聞くというような制度にもいた
しておりますし、それから事業計画、要するに振
興計画とか合理化計画の承認を府県知事が行うと
いうことにいたしました。府県においてそういう
ビジョンが必要であるという事態をお願いをして
おるわけでございます。したがって、従来より
以上に府県の自主性を尊重するという立場でこ
の法案ができておるわけで、そういう自主
性のある活動の中で、府県の能力がだんだん向
上していくのではないかと考えております。
もちろんわれわれが中小企業庁あるいは中
小企業振興事業団を通じて府県にいろいろな情報
を提供するということによって、府県の能力を高
めていくという努力も十分やってまいりたいとい
うふうに思います。

それから、新しい産地を育てていくこと
については、われわれも必要性を非常に痛感してい
ましておりますけれども、これは現在の産地法で
はやや対象外になるだろうと思っております。そ
こで、これについてはいろいろわれわれもいま検
討しておりますが、いまのところまだ成案は正直
申し上げてございませんが、ことに新しい産業
エレクトロニクスだとかそういうようなものを地
域的にどう展開を図るかというような問題もござ
います。これについては、通産省の立地公書局で
地域産業政策ということも検討いたしております
ので、そこもタイアップしながら、この新しく
発展する産業が大都市に集中するのではなくて、
地方に進出をして、その地域の核産業として

また新しい産地を形成をし、地域の経済、文化に
貢献するような形を考えたいということで現在検
討中でございますので、もう少ししばらく時間をいた
だきたいというふうに思います。
○後藤委員 いまの地域産業のあるべき方向とい
うのは、ぜひひとつこれは積極的に取り組んでい
ただきたいと思うのです。

私が先ほどから申し上げましたのは、それぞれ
の産地という、昔の教科書に出てくるのといま
とはほとんど変わらぬ。ただ、繊維等は昔の生糸
だとかあるいは綿だとかいうのがアパレルの方に
進んでいるということもありますけれども、大体
は昔の地理、つまりいまの子供たちで言えば社会
科でしよけれども、それでたとえば燕と言えば
洋食器、関と言えども、それでたまたま燕と結び
ついて、それだけを考えている時代がだんだんむ
ずかしくなってくるんじゃないかと思っております。
に、地域経済の中にどういった構造的な産地振興策
を考えていくべきかというところは、早急につく
ていかなければならないと思うのです。今度のこ
の法律を見ましても、二年くらいで出して、五年
くらいでということをやっておりますけれども、
そんなものでは長官が先ほどから言っております
ような、産地の振興策にはならぬだろうと私は
思うのです。期限的にも、もっと内容を強化充
実するということ、この法律が七年の時限立法
というのをもう少し延ばしていくということも考
えていかなければならない。もちろん私は先ほど
申し上げましたように、産地振興のための新たな
包括的な法律ができて、そして財政的な補助な
りにつきましても十分に対応できるものがつくら
れるという場合は、これが短い期限で切られても
いいと思うのですけれども、そういう地方産業
の、特に構造的な産地振興策というものを展望し
ていきながら、この法律の運用をぜひ図っていただ
きたいと思うのです。

最初に私が御質問申し上げまして、この法律は
とりあえずは四相場の高騰によって影響を受けた
産地を対象に考えていく、長官はそういうように

お答えいただいたのですが、「その他の経済的事
情の著しい変化によって生ずる事態であつて政令
で定める」ということも規定をされているわけで
す。そういったことも、幾つか、先ほど健康な
産地というものが私が指摘をいたしました。こ
ういった政令で定める構想の中に、将来展望とし
て大体どのくらい考えていらっしゃるのかお伺い
しておきたいと思うのです。

○左近政府委員 このいまの御指摘の「政令で定
める」ということは、この原因を決めるわけでござ
いまして、構造的な変化が起こるというふうな
ことをこの事態に応じて考えていくということに
なるかと思ひます。いまのところはまだ出てき
ておりませんけれども、たとえばエネルギー構造
がもっと厳しくなったというような場合に、エネ
ルギー不足の状態に対応するというようなことも将来
はあり得るかもしれないという問題もございま
す。しかし、これは現在の実情ではまだそこまで
行っていないということで、考えておりません。で
すが、そういうふうな経済状態の著しい変化とい
うものに絶えず目を光らせておまして、そうい
う事態が発生すれば時を移さずして指定をしてい
く、政令で決めていくということにいたしたいとい
うふうに考えております。

○後藤委員 そういうことと関連いたしまして、
たとえば省エネルギー、エネルギー構造の変化等
も考えてみますと、たとえばこの法律では直接す
ぐに対象産業、産地になっていくかないのでしよ
けれども、マッチ産業等もこれは構造変化の大変
著しい、つまり「その他の経済的事情の著しい変
化」に対応する産業だと私は思うのです。
そこで、このマッチ産業とか、あるいは後でも
し時間があればお答えをいただきたいのですけれ
ども、皮革産業等は、一つは皮革の場合には関税
措置というもので抑えることもできますけれど
も、やはりこれからの地場産業といえますか、産
地振興のためには大切な産業ではないかと思いま
す。
そこで、マッチ産業がこれまで大変な苦況に

陥った。自動点火等の普及、あるいは広告媒体として利用価値がなくなり始めてきているというように言われているわけですが、こういうもの、しかも産地を形成している、こういうものに對してどのような展望をお持ちになっておられるか、お伺いをしたいと思います。

○栗原政府委員 マッチ産業は、御承知のとおり兵庫を中心にいたしまして、八割が兵庫県に集中しておるといふ地域産業でございます。いまお話しになりましたように、最近数年間にこのマッチの生産高というものはほぼ半減に近いぐらゐの大幅な需要の減退というものを来しているという状態でございます。その原因といたしましては、やはり不況の長期化もございすけれども、一つには自動点火装置の普及、さらにもう一つは使い捨てライター等の普及、こういった二つの点を中心で、需要が非常に大幅に減つておるといふのが現状かと思ひます。

したがひまして、今後どうあるべきかということとを考えた場合に、現状の需要の内容を分析してみますと、やはり七五％が広告用のマッチとして存在しておるといふ状況でございます。今後マッチ産業が一定の需要を満たしながら存在していくためには、やはり広告用の機能というものを最大限に活用していきながら、やはり差別化、高付加価値化というものを追求いたしまして、マッチ産業として生き残っていくということがきわめて重要であるというふうに考えておるわけでございます。そういった意味で、現在はカンフル注射と申しますか、需要に見合うような設備という意味におきまして共同廃棄をやつて、四割ぐらゐの設備を廃棄したり、あるいは団体法に基づきまして生産調整、あるいはごく最近時点におきましては価格カルテルというものの認可もいたしまして、辛うじて採算割れぎりぎりのところに抑えておるといふ状態でございますけれども、やはり今後はそういった新しいニーズに対応した、広告面での機能を活用していくという方向に進めば、これはある程度の需要というものを確保しな

がら安定的に発展していけるのではなからうか、かように考えておる次第でございます。

○後藤委員 マッチ産業はいま価格カルテルまで行われているわけですが、これは大変異常だと思ふのです。公取委の方の所管になるわけですが、これも、これが八月いっぱいぐらゐまで、八月三十一日までですか、価格カルテルが認められているようですけれども、ただ、どうも、価格カルテルが八月ぐらゐでもし仮に切れるとすると、いま御指摘になりましたような構造を持つておるわけですから、マッチ産業というものは大変な状況になるのじゃないかと思ふわけです。

〔渡部(恒)委員長代理退席、委員長着席〕いま高付加価値あるいは新しい広告の市場というように言われましてけれども、その辺でしょうか。もし少しマッチ産業の将来展望を見通してやるような行政の指導なりビジョンというものはございせんでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○栗原政府委員 私どもとしてたゞいま想定しておりますのは、やはり広告面での機能というものを最大限に活用いたしまして、この面で需要を確保していくということが一つの方向であらうかと考えております。したがひまして、そういった意味におきましての業界の努力に対応いたしましては、いろいろな面で中小企業施策というものも準備されておりますし、こういった施策を活用しながらひとつ後援してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

なお、先ほどお話のございました団体法に基づきます価格カルテルでございますけれども、八月末で切れます。これはまた非常に異常な状態のものでの特例的な措置でございますので、これにつきましてはその時点で判断をしましてまいらざるを得ないと思ひますので、この帰趨につきましては現在差し控えておきたいと思ひます。

○後藤委員 時間が参りましたので、最後に一点だけお伺いをしておきたいと思ふので、最後に一点も、この雇用安定のために昨年来どのような対策を講じてこられて、その効果は一体どうかという

ことが一つと、それから、この法律でこれまでと異なつた雇用対策というものが講じられていくのかどうか。第八条で「雇用の安定等」ということも出ておりますけれども、お伺いをしておきたいと思ふのです。それと、産地関連の雇用対策、これがこの法律では欠けているのではないかと思ふわけですが、この三点についてお伺いをいたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○左近政府委員 雇用安定につきましては、実は昨年来労働省ともいろいろ連絡をとりながら諸般の対策を講じてきたわけでございます。失業給付についての特例とか、あるいは失業者が発生した場合の職業訓練の強化とか、いろいろなことをやつてまいりました。今回の法律におきましては、こういう点を重点的に考えたいということでございます。その成果につきましては、最近の情勢で、たとえば常用求人倍率が好転したとか、いろいろなことが言われておりますけれども、まだまだ全体の情勢としてよくなつたとは言えないと思ひますが、今後この産地法におきましては、対策としては労働省で実施していただくわけでございますが、現在労働省がやっております諸般の施策の中で、この産地法の適用を受けた企業に關係するものについては優先的に実施していただくというものを労働省ともお話をし、労働省もそういうことでやつていくということの御了解を得ておるわけでございますので、今後はそういう形で新規の、これのための特別の政策というものはございせんが、従来の政策の中でこの産地法に適合する企業については優先的に適用するという形で、手厚くやつていきたいというのが両省間の了解でございます。

○後藤委員 終わります。

○橋口委員長 次回は、明三十日水曜日、午前十一時、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

産地中小企業対策臨時措置法案

産地中小企業対策臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定の業種に属する事業を特定の産地において行う中小企業者が円相場の高騰その他の最近における経済的事情の著しい変化に對処してその事業の合理化を計画的かつ速やかに進めるための措置等を講ずることにより、これらの中小企業者の新たな経済的環境への適応を促進することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定業種」とは、次の各号に掲げる要件に該当する業種であつて当該業種に属する事業を所管する大臣（以下「主務大臣」という。）が地域を限つて指定するものをいう。

一 その業種に属する事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われていること。

二 その業種に属する事業を行う中小企業者の事業活動の一部が特定の地域に集中して行われていること。

三 その業種に属する事業の目的物たる物品の輸出が円相場の高騰により減少することその他の経済的事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものに起因して、その地域内においてその業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。

3 主務大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、通商産業大臣に協議し、かつ、当該地域を管轄する都道府県知事及び中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

（振興計画）

第三条 商工組合その他の政令で定める法人（以下「商工組合等」という。）であつて、特定業種に属する事業を特定産地（当該特定業種についての前条第二項の規定による指定に係る地域をいう。以下同じ。）において行う中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「産地組合」という。）は、新商品又は新技術の開発、需要の開拓その他の特定構成員（当該産地組合の構成員たる中小企業者であつて、当該特定業種に属する事業を当該特定産地において行うものをいう。以下同じ。）の事業の振興に関する事項について振興計画を作成し、これを当該特定産地を管轄する都道府県知事に提出して、その振興計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 産地組合は、関連業種（その業種に属する事業とその特定産地に係る特定業種に属する事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして主務大臣がそれぞれの特定産地に係る特定業種ごとに指定する業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う者（商工組合等を除く。以下「関連事業者」という。）又は関連事業者を構成員とする商工組合等（以下「関連組合」という。）と共同して、前項の振興計画を作成し、同項の承認を受けることができる。

3 振興計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第一項に規定する事項に関する基本的な方針

二 特定構成員の事業の振興のため産地組合の構成員（前項の規定により関連組合と共同して第一項の振興計画を作成する場合にあつては、産地組合の構成員及び当該関連組合の構成員）が採るべき方策の指針となるべき事項

三 特定構成員の事業の振興のため産地組合（前項の規定により関連事業者又は関連組合と共同して第一項の振興計画を作成する場合にあつては、産地組合及び当該関連事業者又は当該関連組合）が自ら同項に規定する事項に関する事業（以下「振興事業」という。）を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 振興事業の目標

ロ 振興事業の内容及び実施時期

ハ 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 産地組合が自ら行う振興事業に必要な試験研究費に充てためるための構成員（前項の規定により関連事業者又は関連組合と共同して第一項の振興計画を作成する場合にあつては、その構成員及び当該関連事業者又は当該関連組合の構成員）に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

5 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その振興計画が、特定構成員

が前条第二項第三号に規定する事態に対処して新たな経済的環境に円滑に適應するために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

5 主務大臣は、第二項の規定による指定をしようとするときは、当該関連業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

6 第一項から第四項までに規定するもののほか、第一項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（事業合理化計画）

第四条 前条第一項の承認を受けた産地組合に係る特定構成員（産地組合が関連事業者又は関連組合と共同して同項の承認を受けた場合にあつては、当該特定構成員及び当該関連事業者たる中小企業者又は当該関連組合の構成員たる中小企業者）が当該関連業種に属する事業を行うもの（以下「産地中小企業者」という。）は、新商品又は新技術の開発又は企業化、需要の開拓、生産の合理化に寄与する設備の設置、事業の転換（転換後の事業を当該特定産地において行うものに限り。）その他事業の合理化に関し政令で定める事項について事業合理化計画を作成し、これを同項の承認を行つた都道府県知事に提出して、その事業合理化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業合理化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項に規定する事項に関する事業（以下「合理化事業」という。）の目標

二 合理化事業の内容及び実施時期

三 合理化事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業合理化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該産地中小企業者に係る前条第一項の承認を受けた振興計画に記載された同条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

二 当該合理化事業を行う中小企業者の能力が有効かつ適切に発揮することができるものであること。

三 事業の転換にあつては、中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）第二条に規定する中小企業者であつて同法第三条第一項各号の一に該当するものが行うものであり、かつ、その計画が同条第四項の政令で定める基準に該当するものであること。

四 その他政令で定める基準に該当するものであること。

4 前条第六項の規定は、第一項の承認及びその取消しに準用する。

（資金の確保）

第五条 国は、第三条第一項の承認を受けた振興計画に従つて振興事業を実施し、又は前条第一項の承認を受けた事業合理化計画に従つて合理化事業を実施するに必要資金の確保に努めるものとする。

（中小企業信用保険法の特例）

第六条 第四条第一項の承認を受けた産地中小企業者であつてその承認を受けた事業合理化計画に従つて合理化事業を行うものに関する中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定の適用については、当該産地中小企業者は、同法第二条第三項の近代化関係中小企業者とみなす。この場合において、同法第三条第四項中「第三条の五第二項」とあるのは、「第三条の五第二項（産地中小企業者に対する臨時措置法第六條の規定により読み替へて適用する場合を含む。）」と、同法第三条の四第一項中「次条第二項」とあるのは、「次条第二項（産地中小企業者に対する臨時措置法第六條の規定により読み替へて適用する場合を含む。）」と、同法第三条の五第一項中「三千万円」とあるのは「五千万円（産地中小企

業対策臨時措置法第四條第二項第一号の合理化事業（以下単に「合理化事業」という。）に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三千万円」と、「五千万円」とあるのは、「一億円（合理化事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、五千万円）」と、同条第二項中又は「とあるのは、若しくは」と、「高度化」とあるのは「高度化又は合理化事業の実施（事業の転換に係るものを除く。）とする。

（課税の特例）

第七條 産地組合が、第三条第一項の承認を受けた振興計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者（関連事業者又は関連組合と共同して作成した振興計画につき同項の承認を受けた場合にあつては、当該中小企業者及び当該関連事業者たる中小企業者又は当該関連組合の構成員たる中小企業者。以下この項において同じ。）に対し、試験研究の実施に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員たる中小企業者がその負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、その負担金について特別償却することができる。

2 第四條第一項の承認を受けた産地中小企業者がある承認を受けた事業合理化計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

（雇用の安定等）

第八條 国は、特定業種に属する事業を特定産地において行う中小企業者であつて円相場の高騰その他の経済的事情の著しい変化により事業活動の縮小等を余儀なくされたものの雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものと

する。

2 国及び都道府県は、特定業種に属する事業を特定産地において行う中小企業者であつて円相場の高騰その他の経済的事情の著しい変化により事業活動の縮小等を余儀なくされたものに雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（指導及び助言）

第九條 国及び都道府県は、特定業種に属する事業を特定産地において行う中小企業者が円相場の高騰その他の経済的事情の著しい変化に対処して新たな経済的環境に円滑に適応することができるよう、産地組合、関連事業者若しくは関連組合又は産地中小企業者に対し、振興事業又は合理化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第十條 都道府県知事は、第三条第一項の承認を受けた産地組合又は第四條第一項の承認を受けた産地中小企業者に対し、振興計画又は事業合理化計画の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）

第十一條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第二條 この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。

ただし、その時まで第六條の規定の適用を受けて成立している保険関係については、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

（地方税法の一部改正）

第三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第 号）第三条第一項に規定する産地組合又は同条第二項に規定する関連事業者（同法第二条第一項に規定する中小企業者であるものに限る。）若しくは関連組合が同法第三条第一項の規定による承認を受けた振興計画に従つて実施する振興事業又は当該振興事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地

第七百一条の三十四第三項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 産地中小企業対策臨時措置法第三条第一項に規定する産地組合又は同条第二項に規定する関連事業者（同法第二条第一項に規定する中小企業者であるものに限る。）若しくは関連組合が同法第三条第一項の規定による承認を受けた振興計画に従つて実施する振興事業の用に供する施設で政令で定めるもの

（中小企業庁設置法の一部改正）

第四條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の七の次に次の一号を加える。

七の八 産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第 号）の施行に関する

こと。

第四條第三項中「第七号の七」を「第七号の八」

に改める。

理 由

円相場の高騰その他の最近における経済的事情の著しい変化の影響により特定の産地において特定の事業を行う中小企業者の事業活動に支障を生じている現状に対処し、これら中小企業者がその事業の合理化を計画的かつ速やかに進める等のため、中小企業信用保険法の特例その他の措置を講じ、これら中小企業者の新たな経済的環境への適応を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。